

令和3年第1回京丹波町議会定例会（第4号）

令和3年3月24日（水）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 5 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 議案第 4号 京丹波町債権の管理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 5号 京丹波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 6号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 7号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 8号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第 9号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第10号 新町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更について
- 第14 議案第11号 令和3年度京丹波町一般会計予算
- 第15 議案第12号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第16 議案第13号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第17 議案第14号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第18 議案第15号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第19 議案第16号 令和3年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第20 議案第17号 令和3年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第21 議案第18号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算

- 第 2 2 議案第 1 9 号 令和 3 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 2 3 議案第 2 0 号 令和 3 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 2 4 議案第 2 1 号 令和 3 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 2 号 令和 3 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 2 6 議案第 2 3 号 令和 3 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 2 7 議案第 2 4 号 令和 3 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 5 号 令和 3 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 2 9 議案第 2 6 号 令和 3 年度京丹波町水道事業会計予算
- 第 3 0 議案第 2 7 号 令和 2 年度京丹波町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 3 1 議案第 2 8 号 令和 2 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 2 議案第 2 9 号 令和 2 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 3 議案第 3 0 号 令和 2 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 4 議案第 3 1 号 令和 2 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 5 議案第 3 2 号 令和 2 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 6 議案第 3 3 号 令和 2 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 7 議案第 3 4 号 令和 2 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 8 議案第 3 5 号 令和 2 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 9 議案第 3 6 号 令和 2 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 0 議案第 3 7 号 令和 2 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 1 議案第 3 8 号 令和 2 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 2 議案第 3 9 号 令和 2 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 3 議案第 4 0 号 令和 2 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 4 議案第 4 1 号 京丹波町新庁舎備品購入契約について
- 第 4 5 議案第 4 2 号 京丹波町新庁舎建設工事請負契約の変更について
- 第 4 6 議案第 4 3 号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）の変更について
- 第 4 7 発委第 1 号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 4 8 閉会中の継続調査について

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

- |       |             |
|-------|-------------|
| 1 番   | 岩 田 恵 一 君   |
| 2 番   | 野 口 正 利 君   |
| 3 番   | 谷 口 勝 已 君   |
| 4 番   | 隅 山 卓 夫 君   |
| 5 番   | 村 山 良 夫 君   |
| 6 番   | 坂 本 美 智 代 君 |
| 7 番   | 鈴 木 利 明 君   |
| 8 番   | 西 山 芳 明 君   |
| 9 番   | 北 尾 潤 君     |
| 1 1 番 | 東 まさ子 君     |
| 1 2 番 | 山 田 均 君     |
| 1 3 番 | 谷 山 眞 智 子 君 |
| 1 4 番 | 篠 塚 信 太 郎 君 |
| 1 5 番 | 森 田 幸 子 君   |
| 1 6 番 | 梅 原 好 範 君   |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（19名）

- |              |   |           |
|--------------|---|-----------|
| 町            | 長 | 太 田 昇 君   |
| 副 町          | 長 | 谷 俊 明 君   |
| 参 事          |   | 中 尾 達 也 君 |
| 参 事          |   | 山 森 英 二 君 |
| 企 画 財 政 課 長  |   | 松 山 征 義 君 |
| 総 務 課 長      |   | 長 澤 誠 君   |
| 税 務 課 長      |   | 豊 嶋 浩 史 君 |
| 住 民 課 長      |   | 久 木 寿 一 君 |
| 保 健 福 祉 課 長  |   | 岡 本 明 美 君 |
| こ ども 未 来 課 長 |   | 木 南 哲 也 君 |

医療政策課長	中川 豊 君
農林振興課長	大西 義弘 君
にぎわい創生課長	栗林 英治 君
土木建築課長	山内 和浩 君
上下水道課長	山内 善博 君
瑞穂支所長	上林 太志 君
和知支所長	藤井 雅文 君
教 育 長	樹山 静雄 君
教 育 次 長	堂本 光浩 君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	藤田 正 則
書 記	山口 知 哉

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれましてもマスク着用としております。

また、議場内の換気を行うため、カーテンの一部を開け、窓を常時少し開けた状態にしております。ほかにも、会議の休憩をできるだけ小まめに取り、休憩中に議場内全体の空気換気をさせていただきます。また、感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

傍聴席におきましては、傍聴席を1席ずつ離して、距離空間を取った配置にしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

2月19日、京都府町村議会議長会第71回定期総会が開催される予定でしたが、本年は、新型コロナウイルス感染症の関係で書面決議となりました。総会におきまして、自治功労者表彰の伝達がありました。京丹波町議会からは、在職11年の表彰として、村山良夫議員、岩田恵一議員、北尾潤議員、私、梅原好範が表彰を受けられ、また、本議場で伝達授与をさせていただきました。改めてお祝いを申し上げます。誠にありがとうございました。

本会期中に、各常任委員会並びに特別委員会が開催され、提出議案等の審査が行われました。

3月19日に、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議され、同日に全員協議会が開催されました。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて》

○議長（梅原好範君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

《日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任として答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案の推薦者を適任とし、答申することとします。

《日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第4、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、原案の推薦者を適任とし、答申することとします。

《日程第5、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は、原案の推薦者を適任とし答申することとします。

《日程第6、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 諮問第4号について1点お伺いします。略歴等も付けていただいているんですけども、現在、町内の企業に勤めておられるということで、女性の49歳の方の推薦ということですけども、特段、人権擁護に関わって取り組んでおられるとか、NPOの関係があるとか、そういうようなことがあるのかどうか1点伺っておきたいと思います。今回の推薦の理由について、あれば併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） これまで人権関係の活動はされておられません。本人さんと面談させていただいたとき、初めての分野ですけども、人との関わり、付き合いを通じて自らも識見を高めて、人権擁護の分野で活動していきたいという姿勢を伺いまして、推薦をさせていただいたところであります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は、原案の推薦者を適任とし、答申することとします。

《日程第7、議案第4号 京丹波町債権の管理に関する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第7、議案第4号 京丹波町債権の管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。



山田君。

○12番（山田 均君） 今回の債権の管理に関する条例でございますけれども、提案理由に債権管理の一層の適正化に資するために必要な事項を定めるということになっております。委員会でもお尋ねをしておったわけでございますけれども、税は税機構へ行くわけで、保育料とか、水道料とかそういう関係が対象になるんだと思うんですけども、この条例をつくってどういう形で運用しようとするのか伺っておきたいと思っております。当然、住民の皆さんの中には、払いたくても払えないという方もおられるわけですし、1つの税だけではなしに料も含めて、たくさんの公共料金も含めて滞納という方があるわけでございます。例えばどれだけの未収があるんだと名寄せをして、その方のところへ訪問して納めていただくというような計画を相談したり、そういうことも必要かと思うんですけども、今回の条例制定でそういうところまで関わっていくのか。例えば以前あったように担当者を置いて、その方が専門的に徴収業務に携わるというところまで取り組んでいくという考えなのかどうか伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） まず初めに、本条例の目的でございますけれども、まずもっては、負担の公平性を確保していくために条例の制定をお願いをしているものでございまして、1つは、効果的な徴収を含めた債権管理の統一化及び適正化を目指すものでございます。もう1つは、徴収見込みのない債権の放棄について取り組んでいくということでございます。今、議員からもございましたとおり、基本的には負担の公平性ということでございます。払いたくても払えない方、また、払えるのに払わない方というところをしっかりと見極めを行いまして区分をした中で、それぞれ法律や今回の条例に基づいた統一的な対応を行うために条例の制定をお願いしているものでございます。

もう1つは、一元管理の話だと思っておりますけれども、現在、各債権の状況がそれぞれ異なっております。現段階ではおっしゃっているような一元管理までの段階には至っておりません。これについては、一元管理に係るシステムの整備とか条件整備が必要になりますことから、こういったことも併せて今後検討していくということでございます。

まずは、本条例を制定することによりまして、町としてそれぞれ各債権担当課における債権管理を引き続き行うことと併せて、これの事務の基になります役場全体で統一した同じ物差しにおいての事務対応を図っていくということで、段階的に今後こういったところについても検討をされていくということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 今説明いただきまして、おおよそのことは分かりましたが、1点だけお伺いいたします。

徴収について、訪問して徴収されたり、面談で請求をされている債権があったのかどうか。これまでの徴収の仕方をお伺いしますとともに、こうしたことが決まったとしても、誠実な対応でやっていっていただくのは当然なんですけど、公平性の観点からもちろんとした徴収の仕方をまた見直してやっていただきたいと思いますが、その点お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） まず、後半のほうです。おっしゃいますように、やはりこういった条例に基づいて、先ほども申しましたように、しっかりと調査、見極めを行って、それぞれ適切な対応を行っていききたいということでございます。

それぞれ債権における徴収の方法ですけれども、それぞれ所管課の対応というのはたくさんございますので異なっておりますけれども、臨戸への訪問なり、面談なり、そういったところにそれぞれ対応されて、話し合いの下に徴収の事務に取り組んでおるということでございます。それぞれ細かいところについては、それぞれの所管課で対応しておりますので、今お答えすることはできませんけれども、総じてしっかりと面談を行う上での対応については、これまでも取り組んでおるところでございますし、この条例を基にさらにこういったところの統一化も併せて図っていくというところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 議案第4号の債権の管理に関する条例の制定でありますけど、まず、第10条で、強制執行等の第1号に保証人に対して履行請求することという規定がありますが、町営住宅の入居者は、以前は保証人があったわけでありまして、家賃の滞納分の履行を請求したことがあるのか。まず1点お聞きしておきます。

それから、同じ10条で、第3号に前2号に該当しないその他の債権については、訴訟手続により履行を請求することと規定をしておりますが、その他の債権で実際に訴訟手続を行った事例は今までにあるのかということ。これが2点目です。

それから、3点目で、第14条、その他の債権の放棄の第3号で、消滅時効が完成したとき（債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）という規定になってるんで

すが、債務者が時効を援用しない特別の理由がないときは時効が完成するのか。その見解をお聞きをいたします。

それから、4点目、これも同じく第14条の第1項第1号から第8号に定める規定によりまして、現在の滞納額のうち、債権放棄に該当する金額はどれぐらいあるのか。

この4点をお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 公営住宅の家賃の関係ですけれども、保証人につきましては、令和2年度から保証人へも請求なりをさせていただいておりますし、まずは本人さんに連絡をさせていただく中で、連絡等がない場合は保証人へ連絡をさせていただいて、請求も含めての相談をさせていただいてる状況であります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） まず、第10条の関係です。強制徴収に係る訴訟事例ということで、いわゆる私債権等々に関する事例ですけれども、現在のところはございません。

もう1つ、第14条です。第3号、消滅時効の関係で、時効を援用しない特別の理由があるときを除く場合の適用ということですが、基本的には、時効の完成というのは、時効援用をもっての完成ということですので、一定イレギュラー等々も想定しまして、特別の事情ということですが、現実的には時効完成をもっての処分ができるという整理をしております。特別な事情ということについては、想定外の事象を一定想定した上での条例の明文ということがございます。

それと、該当金額ですけれども、各所管課で債権を管理をしておるところでございますので、具体的な件数、また、金額等詳細は分かりません。申し訳ございません。具体的な数字まではつかめていないのが正直なところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 町営住宅の家賃の滞納分の保証人に対する請求であります。ただいまの回答では、令和2年度からということで、この年度からですね。今までやってないということですので、なぜされなかったのかなというふうに思っています。請求しているということですが、連絡して相談なりしているということなんですが、口頭ではなく、ここで定めてるのは文書で履行を請求するということになってるので、それをしたことがあるかないかということを知りたいんです。口頭で言っても何も法的な効力はありませんね。で

すから、文書で履行を請求したことがあるかということ、これが1つ目です。

その他の債権で今まで実際に訴訟の手続まで至った事例はないということではありますが、実際、今まで訴訟をやったことがないのを急にこの条例を制定して、こんな条文をつくって、本当に訴訟手続まで進めていくのかというのが、私はちょっと疑問に思うんです。その辺の本当にやるのかないのかという決意について、これは町長に聞いておきたいと思います。

それから、時効の援用の関係で、特別な理由がないときはほとんどないということです。時効は民法で5年というふうに理解しているんですが、5年が来たら時効の援用をせずに時効は完成するという規定になってるんですが、地方自治法第236条第2項に定めます地方公共団体の権利の時効による消滅についての規定は、時効の援用を要せず、その利益を放棄することができないという規定がされておりますが、その整合性についてお聞きをしておきます。

それから、この条例の制定による債権放棄、その他の債権だけで、水道料金、町営住宅の家賃、下水道入れまして2億円弱あると思うんですが、条例を定めるときに具体的に債権放棄に該当するのはどれぐらいあるのかということが分からないということは、それだけ滞納者の実態調査ができてないということで、しかし、この条例の債権放棄に該当する滞納分がかなりあると思うんです。ですから、訴訟までやって徴収するというよりも、債権放棄のほうに重点を置いて、債権放棄だけの条例にならないかというのは危惧してますので、その辺の見解はどうかお聞きをいたしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在までは訴訟はないということではありますが、条文のとおり、様々な措置を取ってなお履行されない場合については、訴訟手続も取るということはあるという考え方があります。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 住宅使用料の関係ですが、令和2年度の当初収入未済になりました27名につきましては、督促は送らせていただいておりますし、催告等を送らせていただきまして、支払いを促すとともに面談等の依頼もしておるわけですが、その後反応のなかった方につきましては、保証人に対しまして文書で請求もさせていただいてる状況でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 時効の完成の関係ですけれども、時効完成については時効の

援用をもってということでございますので、その分は明記をさせていただいておるというところでございます。

また、この条例が債権放棄だけの手続のためにということでございますけれども、冒頭にも申し上げましたように、まずは負担の公平性というところで払いたくても払えない方、払えるのに払わない方をしっかり区分して、特にこういった部分であらゆる手段を尽くしても徴収見込みがない債権等については、徴収停止なり債権の放棄を適正に行っていく、適正な債権管理に努めていきたいということでございます。一方ではそういうのもお勧めできませんし、もう一方では、やはりこれからになるかもしれませんけれども、払えるのに払えない方等については、強制徴収等といった手続も、順次、町として取組を行うためにこういった統一的な基準を設けさせていただいて取り組んでいこうとするものでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 今までは訴訟の手続までして請求したことはない、これからはやるという決意でございます。しかし、私は思いますのに、水道料金の滞納者に対しまして、水道事業給水条例第32条の給水停止措置、これは訴訟までの事前の話なんですけど、これも、多分、今まで一回もやったことないという答弁もありましたので、こういう措置を行わずにいきなり本当に訴訟がやれるのかなというふうに私は疑問に思ってるんです。給水条例第32条の規定に従って給水停止をした措置があるのかというのを聞いておきます。

それから、もう一回確認しておきたいんですが、時効の援用の関係ですけども、この条例で定めているのは、援用はしなくても時効が完成するという理解でいいんですか。

もう1点は、第10条第2号の債務名義という文言があるんですけど、これの定義について聞いておきます。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 給水停止の関係でございますが、決算特別委員会の席上でも森田委員からご指摘をいただいたところでございます。京都府内の各自治体を調べたわけでございますが、給水停止を行ってない自治体は、本町を含めて3町が給水停止を行っていないという回答でした。本町におきましても、今まで給水停止を行った事例はございませんが、ご指摘を受けて課内で会議を行ったところ、給水停止に取り組むべきだという意見もございましたので、取り組む方向で進めておったわけでございますが、最近、コロナ禍の影響で給水停止を行わないという市町もございまして、今年度については行わないと判断をしたところでございます。コロナが収束しましたらご指摘の条例、それから、本町については、京丹

波町水道料金滞納整理要綱というのを定めておりました、その要綱についても第8条において定めておりますので、この要綱に沿い給水停止を行うような方向で検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ご質問の趣旨でございますが、給水停止を行わずに訴訟を行うということは考えておりません。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 時効の完成ですけれども、基本的に時効援用をもって時効の完成ということでございますけれども、対象者が例えば居所不明でありますとかそういったどうしても援用ができない場合についての特別な事情ということであっておりますので、基本的には、原則としては、時効の援用がないと時効は完成しないということでございます。

もう1つは、債務名義の関係ですけれども、強制執行を行うために必要な公の文書のごとくでございます、強制執行が予定される請求権の存在範囲、債権者等々が表示をされる文書ということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 2点お聞きします。

1つは、篠塚議員から第10条のところで住宅使用料の滞納について、保証人云々という質問があったんですけど、課長が答えられて、令和2年度から行ってるということでした。住宅については、2年ほど前か、もっと前になるかもしれませんけれども、保証人をつけなくてもいいというようになったんですけど、それまで保証人をしていた方はそういう責任があって、保証人に関係してくるということなのか。今、住宅を借りるのに保証人というのは要らなくなったんですね。そのことについて、篠塚議員への答弁と矛盾しているみたいな感じでしたのでお聞きをしておきたい。

それと、松山課長の答弁では、これは債権の管理についての条例であってということでありました。それから先のことはこれからという答弁もありましたけれども、いろいろと調べる中で、家庭の状況が分かってくると思いますし、例えば相談人みたいな方にいてもらっていろんな制度につなげるとか、そういうことができるのではないかなというふうに思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 保証人につきましては、現在は、入居の際に保証人という形では頂いておりませんし、保証人がいなくても入居はできる状況であります、過去に入居

いただいている時期の保証人につきましては継続しておりますので、その方に債務の関係の支払いの請求はさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 特に債務者の方との面談等々におきまして、今、議員がおっしゃるようなことについては、個々個別にそれぞれの債権担当課で聞き取り等を行い、必要に応じて関係部署への誘導も実際行っておるところです。特に、今回、条例の中でも、第5条で生活困窮者支援との連携というところもうたっております。これももう既にこういった多重債務の方とかいろんな背景をお持ちの方がございまして、こういった方には弁護士とか司法書士が行われるいろんな相談会とかそういったところへの誘導も実際行っている事例もございまして。こういったところも含めて継続をしながら、一方では、支援が必要な方に対する対応も関係部署との連携に努めるということも条例にうたっておりますので、こういった部分についても改めて枠組み等も含めましてさらに進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

議案第4号 京丹波町債権の管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第5号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第8、議案第5号 京丹波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 2点お尋ねをしておきます。

1点は、特別職に関わる給料及び期末手当を100分の10減じるという提案なんですけども、毎年3月に提案されてるんですけども、年度ごとに提案する理由はどういうことなのかというのが1点。

それから、当然、条例でございますので、これが可決されれば、例規集やそういうものを皆変更しなければならないわけでございますけども、こういうものに関わる経費というのは特段要らないのか。どれぐらいの経費が要るのかどうか併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今、議員がおっしゃったとおり、合併以来、正式には何年かがちょっと今記憶にないんですが、ずっと10%を毎年減額しております。非常に厳しい財政状況の中で、身をもって自ら身を切る改革ということで10%削減がされてきたものというふうに考えますし、私もそういう思いでやっております。毎年何でやるんだということでもありますけども、仮に報酬審議会が開催されましたら、10%もう既に減額したものが額になってますので、その10%減額した額をベースにご審議をいただけたらなというふうには考えるところでございます。

条例を変えることによる経費については、総務課長から答えます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 条例を変更することによって経費はどれぐらいかということでございますが、例規集の管理事業ということで、毎年事業をさせていただいております。その中の例規集のサポートシステムの委託料ということで更新をかけるということでございます。年間を通じた委託をもちましてそういった業務に携わっていただいております。毎年ですが、320万円程度、この変更業務だけには限りませんが、全体的な業務の中の1つとして、こういった更新に係る業務もお世話になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

議案第5号 京丹波町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第6号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第9、議案第6号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番(山田 均君) 1点伺っておきます。

今回提案になっております内容は、これまでの1.5%の減額支給措置を廃止するという条例改正なんですけども、減額措置の実施というのは京丹波町だけではなく、ほかの市町村でも実施されていたのではないかと思うんですけども、これに関わってこのような見直しをされている市町村というのはどれだけあるのか伺っておきたいと思ひます。

○議長(梅原好範君) 長澤総務課長。

○総務課長(長澤 誠君) まず、この制度でございますが、国のほうは平成30年4月から廃止されたというような経過がございます。それから約3年が経過しているところでございます。本町につきましては、継続してこの制度を取り入れていたということでございます。

他市町村の状況でございますが、詳細については詳しく調べてはおりません。しかしながら、先ほども申しましたように、国のほうが平成30年4月から廃止されたというところがございますので、その状況から他市町村につきましても、その時点で廃止されたのではないかとというような理解をしております。本町につきましては、所要の事情によりまして、これを継続して新給料表の改正もあったことから、それも鑑みまして、今回、1.5%という減額につきまして廃止をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第7号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第7号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 1点お聞きしたいんですけども、会計年度任用職員の方が保育

所の担任とか町営バスの主任になられるという説明があったんですけれども、その場合にその方々の責任というのは町職員の方々とやはり同じようなものなのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 基本的に今想定しておりますのが、フルタイムの会計年度任用職員ということで想定をしております。

まず、保育所、あるいは幼稚園における担任業務でございます。責任の関係でございますが、基本的には、ある一定の責任というのはかかってくるというふうに判断しております。したがって、そういったところをパートタイムの方と区別するという意味で担任手当を支給できるように想定して、そういった幅を持たせて取り組んでいただくということもありまして、今回、担任手当を月額2万円支給できるような条例に整備していきたいと考えておるのが1つでございます。

同じく町営バスにおきましても、事業所内の調整でありますとか車両の管理、これもまたほかにもフルタイムの会計年度任用職員の運転手がございます。そういった方を1つにまとめていただくというような任務をつかさどっていただくことによりまして、月額1万円の手当を支給させていただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、基本的にはフルタイムの会計年度任用職員でございますので、そちらの条例もございます。その条例に従いまして、一定の責任というのもございますし、また、ほかの職員もいるわけでございますので、やはり職員とフルタイムの会計年度任用職員というところはまた違う条例でございますので、全く同じかと言われると、またそこは区別はしていかなければならないと思いますが、やっぱり同じような業務をしていただくと上で、ほかの職員と協力しながら取り組んでいただくとということになりますので、一定その時々々の任務につきましても、同じような責務を課していかなければならないという意味もございまして、今回この手当を支給できる条件を整えるというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 谷山君。

○13番（谷山眞智子君） フルタイムの会計年度任用職員と正職員と大体同じような責任があるというふうに受け取ったんですけれども、もし何か起こった場合に、やはり職員と同様な対応というのか、何か相手に対して弁護士とかそういう職員を守る体制というのは、ちゃんとフルタイムの方でもできるようになっているんですか。

○議長（梅原好範君） 谷副町長。

○副町長（谷 俊明君） 会計年度任用職員の関係ですけれども、これは一般職と同じ地方公務員法の適用がある職員でございます。したがって、そこで定められてる公務上の義務、あるいは規律、人事評価も適用されるということでございますし、服務規程、いわゆる上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、情報の保持、そういったもの全て一般職と同様の取扱いということになっておりますので、それに伴う責任も持っていただくということでございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、担任手当を月額2万円つけるということですが、大体対象となる人数というのを伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 対象となる人数は、保育所で、現在フルタイム5人でございます。

あと、にぎわい創生課所管、バスの事業では、現在、フルタイム16名でございますので、その方が対象になるということでございます。

以上でございます。

（坂本美智代君の発言あり）

○総務課長（長澤 誠君） 16名いらっしゃいますので、その中で主任になられた方が対象になるということでございます。

（坂本美智代君の発言あり）

○総務課長（長澤 誠君） バス事業所が3か所ありますので主任は3人でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、手当の名称といひますか扱いはなんですけども、地方自治法第204条第2項で26種類の手当というのが決められています。会計年度任用職員についても、当然、そういうのは適用されると思うんですけども、その中には、今ある担任手当とか主任手当という項目がないんです。そういう定められてる範囲の中の手当がないのに、これを新たに作るというのは地方自治法に違反するのではないかと思います。これは府下の市町村でもいろんな扱いをされてると思うんですけども、例えば給与表の中でそういう役を持つ人は給与体系で調整するというのが基本ではないかと思うんですけども、その点について伺っておきたいというのが1点。

それから、日宿直の関係ですけども、労働基準法の関係で言うと、全国的にも現在の15時間拘束している中で仮眠とか待機というのも労働の中に入るということで、是正勧告を出

されておるところもあります。今回、条例をつくって、条例があればそこでクリアできるということかもしれませんが、現在は15時間余り拘束をしているわけで、本来ならきちんと最低賃金は支払わなければならないということになっていて、労働基準監督署から指導を受けておる自治体もあります。本町については、どういう扱いをされるのか。今回条例でそれを特例みたいに認めるということになるんですけども、その点についての見解を伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、1つ目の地方自治法に反するのではないかとこのところでございます。本町につきましても、担任でありますとか主任等につきまして、そういった方にお世話になって運営していくというケースが将来的に考えられるということを想定して、こういった支給を考えたところでございます。したがって、そのあたりも今までももちろん条例になかったわけでございますので、条例で制定して、その条例に基づきましてこういった手当を支給していくという形を取らせていただきたいと思います。以上でございます。

それと、宿直員の関係につきましても、現在は、会計年度任用職員の条例もございまして、令和2年度は人事院の規則に準じまして減額率を制定し支払いをしているところでございます。そういった状況の中、令和3年度からはきちんと条例に定めて、それに基づきまして支払いをさせていただきたいと考えまして、今回、明文化をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 手当について条例で定めればよいという説明だったと思うんですけども、手当の種類というのは地方自治法第204条第2項で26種類が決められているんです。額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならないと第3項でなっていると思うんですけども、ここで決められてる以外の手当を新設しようとする場合には、地方自治法を改正しなければならないということになって、地方自治法は何も改正されていないわけです。今説明があったように、新たな手当というのは、地方自治法が定める26種類以外のものになると思うので、そういうところから府下の市町村ではこういう手当ではなしに、給与体系の中で、主任になる人は1階級上げるとかそういう措置をされておるということを知りたいんですけども、そういうような方法というのはなぜ検討されなかったのか伺っておきたいです。

宿直員の関係については、ほかの条例でということでしたけども、労働基準監督署が宿直員の業務に訴えがあったことに対して是正勧告をしているという事例があるんです。本来は、

最低賃金をしっかり払わなければならないということになってるんですけども、その辺は別に問題がないという考え方なのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議員おっしゃるとおり、給料のほうで対応ということももちろん考えました。しかしながら、例えば1人が主任としてお世話になった場合に、フルタイムの方でございますので、変更になる場合が往々にしてございます。そういった場合に、給料につきましては、また減額というような対応をしていかなければならない。その都度その都度変更していかなければならないといった状況に陥ります。したがって、給料に反映するのではなくて、手当をもって対応していきたいと考えたわけでございます。

それと、宿直員の関係につきましては、断続的な労働に従事する者というような規定が最低賃金法施行規則にも載っております。そちらに基づきましてさせていただいたということでございますし、また、減額する率の上限となる数値の算出につきましては、こちらも最低賃金法施行規則第5条に定めている40%というところでございますが、その範囲で対応しているということでございます。

労働基準監督署への届出でございますが、地方公共団体はその部分は必要はございませんので、ここをちゃんと明記するには、やはり条例に定めて、その条例に基づきまして、そういった方々にも支払いをさせてもらうという指導も受けておりまして、それに鑑みまして、今回この条例を提案させていただいたという経過がございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 今の手当の考え方は説明としては分かるんです。実施するほうとしては、手当で払ったほうが人が代わった場合には変更できるということを考えているということはよく分かるんですが、実際、地方自治法では、第204条第2項で、手当の種類については26種類ですと、決められているわけです。それ以外の手当は、それぞれの市町村ではできませんよという法律で縛られてるのに、新たにそういう手当をつくるということは、地方自治法に違反ということになるのではないかと思うんです。給与体系の中ですれば、主任が代われば給料が元に戻るということもあるかもしれませんが、それは、当然、労働者との関係でそういう契約をしておけば、きちんとはつきりすることだと思うんです。確かに実施するほうとしては、手当のほうの方が分かりやすいし、変更した場合にも手当の項目を外して新たな人に手当ということで、それはよく分かるんですけども、しかし、地方自治法で定めてることからすると、法律に基づいてやらなければならないということになっており

ますし、もう一度その辺の見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今回、改正をお願いしておりますのは、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます、そちらの改正をさせてもらうということでございます。基本的には、その条例に明確に明記して、それに基づきましてこの対応をしていくということでございます。地方自治法に関連してというところをおっしゃっておりますが、この条例の改正に明記してしっかりと対応していくということで、本町につきましては運営をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時06分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁に不十分なものがあつたので、再度の答弁を長澤総務課長に求めます。

長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） すみませんでした。

地方自治法の第204条の中に特殊勤務手当というのがございまして、その中の1つという位置づけで、今回、条例に明記して、それに基づきまして執行していくという形になります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○12番（山田 均君） ただいま提案されております議案第7号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

提案理由は、保育所または幼稚園における担任手当、町営バスの運行事業における主任手当を規定するとともに、最低賃金の減額特例について規定するものです。

改正の内容は、第10条の2で担任手当、第10条の3で主任手当を設けるものです。地方自治法第204条第2項で26種類の手当が定められています。

今回提案されている会計年度任用職員に対して、担任手当、主任手当を支給する条例改正には異議があります。

今、特殊勤務手当ということもございましたけども、府下の市町村では、各種の手当ではなく、給与体系で措置をされております。本町においても関係する法令に基づいて対応すべきことを指摘するものです。

また、最低賃金法施行規則第5条の最低賃金の減額の率の範囲内で定める割合を乗じて得た額を減じた額とするとの改正です。この問題は、全国でも労働基準法等の法令違反があるとして、是正勧告が出されている事例があります。仮眠時間も労働時間であり、労働基準法の断続的労働に従事するものとして、減額特例許可を受けることなく最低賃金以上の賃金を支給しなければ違反となります。本町では、これまで違反行為を続けていたこととなります。

今回の条例改正は、減額特例を条例で定めるものですが、これまでの労働基準法に違反していたことから、遡って未払い分を支給しなければならない責任がある点を指摘するものです。

今回の条例改正は、労働者にとって不利な側面があること、また、提案された各種手当は、地方自治法第204条第2項の種類には該当しない点を指摘して、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第8号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第11、議案第8号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。



これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

議案第8号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第9号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第12、議案第9号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これ以て質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第10号 新町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更について》

○議長（梅原好範君） 日程第13、議案第10号 新町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 投資的経費について、来年度は12億円、令和5年度は14億円、あと10億円、11億円ということで、この14億円はちょっと膨れておりますけれども、今後、投資的経費というのは10億円ぐらいに落ち着いていくのか。この10億円というのはどのぐらいの投資的事業が、維持管理とかそういう部分が主になってくるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 財政計画につきましては、今回の計画変更に基づきまして令和元年度までは実績、また、令和7年度までは推計値見込みを入れさせていただいております。現時点で想定される事業見込費ということで、投資的経費については計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 私も今の関連でお尋ねしておきます。令和5年度は、令和4年度、令和6年度の両年度と比べても14億1,100万円ということで、金額としては増やしておるんですけども、具体的には令和5年度の投資的経費、事業としてはどういうものを想定

されているのか伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 現在の見込みの基ですけれども、基本には一般の起債単独事業ということで、また、補助事業ということで、特に道路新設改良なりそういったインフラに係る継続事業を中心に見込値を積み上げさせていただいてるということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 今、道路とかそういう計画に基づいてということですが、当然、投資的経費ですので、普通、計画を考えた場合に、毎年同じぐらいの金額で行くという想定になると思うんですけども、令和5年度は前年度と比べても相当大きな額になると思うんです。だから道路ということであれば、当然、そう膨らまずに同じような金額で行くのが基本だと思うんですけども、特段、令和5年度は何かほかの事業、投資をすべき事業は想定されているのか。まちづくり計画の事業が何があるのかということになると思うんですけども、その点についてももう一度伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 財政計画ということです。見込めるものについては計画上載せておりますけれども、やはりいろんな継続事業等々の絡みもございますので、一定令和5年度まではこういった形で推移をして、令和6年度以降からは一定の平準化ということで見込みを立てておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 1点だけお聞きをしておきます。

この計画を立てられた後、今回変更されるまでの間に、最終年度の予算規模だけを比べますと、14億円ほど差異が出ていて、この金額は非常に大きいと思うんですが、これはなぜこういうことになったのか。特別な事情があったのかどうかだけお聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 前回、計画を立てたのが平成27年度であったと思います。それ以降、いろんな枠組み等々も変わっておりまして、例えば会計年度任用職員の適用でありましたり、また、投資的事業についても大型事業を含んでいる。また、令和7年度の見込みについても、確かに12億円程度膨らんでおりますけれども、主な要因といたしましては、やはり補助費を中心に大きく増減をしておるといったところがございます。現状、いろんな

ところへの補助的な経費といったものが膨らんでおるのが1つ。

また、物件費についても、当時からはいろんな情報機器整備等々に係る経費等が増加をしておるといったところもございます。

また、繰上償還も定期的を実施するということがありますので、こういった部分についても、当時は想定がなかった経費ということでございまして、こういった部分での増加が主な要因ということで認識をいたしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今お聞きしました特別な要因の中で、繰上償還をしたということなんですけども、平成27年度にはそのことがなかったというのは、私が、再三過去から申し上げてますように、減債基金をもって繰上償還するというのは本来趣旨に反するので、平成27年度にはそれを繰り入れてなかったということだと思っております。そういう財政が非常に厳しい状態にあるので、実質公債費比率を安定化するためにやむを得ない処置かと思っておりますが、そういう処置から考えますと、私が間違っていたのかもしれませんが、平成27年度からの間でもう既に12億円から14億円ほどの予算規模の差が出るというのは、ちょっと財政の見方が甘いのではないかと。特にこれからは財政が厳しい中で、この計画どおり本当に推進していいのかどうか、町長にお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 財政が厳しい中で将来の見通しも不安定な中では、やはり繰上償還をして借金を減らしていくという方向は間違っていないと考えております。示しております計画で進めてまいりたいというふうに考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 町長にお聞きしたのは、平成27年度から今までですから、5年ほどの間に1割以上の予算規模の差が出てるわけです。そういうことで財政運営をしていかれた結果こうなったんですけども、今後、財政が拡大していくことにつきまして、歳出は増えると思うんですが、歳入はこれからの情勢を考えたらないので、この状態で財政運営がちゃんとできるかどうか、その見解をお聞きしたいと申し上げました。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 財政運営ができるように努力をしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） もう一度歳入の関係でお尋ねしておきたいと思います。歳出は先ほどお尋ねしたんですけども、令和5年度は地方債を令和4年度と比べて2億円増加をしています。結局、地方債を、起債を起こすということは、何か事業をやるために当然起こすということだと思うんですけど、これも結局歳出との関係で行くと、道路のために起債を起こすという解釈なのか。当然一定の事業をやるということだと思うんですけども、道路であれば、これだけの投資をしてどこの道路をやるのか。その点もう一度伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 計画でございます。一定の枠という考え方の下に上限額というところでの考え方で計画を作っておりますので、個別に令和5年度ですので、それについてもこの枠の中で可能な事業を取り組んでいくという考えでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 公債費について、将来負担を抑制するためにということで繰上償還をされているわけではありますが、この公債費というのはいつ頃まで高い水準で行くのか。繰上償還もいつまでやっていくのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 実質公債費比率の説明のときにもさせていただいてたと思っておりますけど、公債費のピークを令和7年度というのを1つ見込んでおります。ここの令和7年度に向けて、実質公債費比率がいかにかに18%を上回らない形でこれから対策が講じられるかという部分の中で、財政計画なり、実際に繰上償還の実施もお願いをしているところでございます。こういった部分で令和7年度というところを見ているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

議案第10号 新町まちづくり計画（市町村建設計画）の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は10時40分とします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第14、議案第11号 令和3年度京丹波町一般会計予算～日程第29、議案第26号 令和3年度京丹波町水道事業会計予算》

○議長（梅原好範君） 日程第14、議案第11号 令和3年度京丹波町一般会計予算から、日程第29、議案第26号 令和3年度京丹波町水道事業会計予算を一括議題とします。

16件について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

篠塚委員長。

○予算特別委員会委員長（篠塚信太郎君） それでは、去る3月15日及び17日に開催しました予算特別委員会の審査結果について報告いたします。

なお、この委員会につきましては、皆さん委員ということでお世話になりましたので、審査の経過、内容につきましてはご承知いただいておりますので、省略をさせていただきます。審査結果のみ報告とさせていただきます。

それでは、朗読をして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

事件番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

議案第11号 令和3年度京丹波町一般会計予算、原案可決。

議案第12号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第13号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第14号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計予算、原案可決、

- 議案第15号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第16号 令和3年度京丹波町土地取得特別会計予算、原案可決。
- 議案第17号 令和3年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第18号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算、原案可決。
- 議案第19号 令和3年度京丹波町須知財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第20号 令和3年度京丹波町高原財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第21号 令和3年度京丹波町桧山財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第22号 令和3年度京丹波町梅田財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第23号 令和3年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第24号 令和3年度京丹波町質美財産区特別会計予算、原案可決。
- 議案第25号 令和3年度国保京丹波町病院事業会計予算、原案可決。
- 議案第26号 令和3年度京丹波町水道事業会計予算、原案可決。

なお、お手元にも議長あてに送付いたしました委員会審査報告書を配付いただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

- 議長（梅原好範君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

議案第11号 令和3年度京丹波町一般会計予算に対する討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

- 11番（東まさ子君） それでは、議案第11号 令和3年度京丹波町一般会計予算に反対の討論を行います。

太田町政4年目で1期目最終年度の本格予算であります。新型コロナウイルス感染症のパンデミックが1年を超え、住民生活と地域経済に深刻な影響を与えています。

令和3年度予算の歳入の町税、個人の町税は、2,400万円、法人は5,400万円と合わせて7,800万円の減額見込みとなり、町の借金である町債は26億円で、これにより町債残高は161億円となっています。公債費は16億円となり、将来負担の抑制を目的として繰上償還を実施されております。令和元年度から実施がされており、令和元年度は5億円、令和3年度は2億円を予算化しております。

町長は、子育て支援を政策の柱とされておりますけれども、財政が厳しいと子育て支援は先送りになります。新型コロナの影響を受ける今の子どもたちに必要な施策の充実が図られる予算編成が必要です。

また、行政のデジタル化に計画的に取り組み進めていくとして、この令和3年度はその一環として町のホームページをリニューアルするとしています。

菅政権が推進をするデジタル化は、国と自治体のシステムを統一標準化し、そして、マイナンバーカードを普及させることであります。マイナンバーカードは、来年度から健康保険証として利用できるようになりますが、運転免許証や国税、年金などにもひもづけすることを目指しており、将来的には強制力が発生します。

町長は、行政サービスの効率化やコスト削減につながるのと答弁もされておりますけれども、リスク軽視の利便性だけを追求する姿勢は問題であります。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が全面解除となり、本町からは感染再拡大防止のための7項目の今後の方針が出されているところであります。ワクチンの接種も始まります。しかし、ワクチンは、コロナ収束に向けた有力な手段ではありますが、順調に進んでも社会全体で効果が現れるのには一定の時間を要するとされ、ワクチン頼みになってはなりません。コロナ発生が少なくなっている今こそ、PCR検査の社会的検査を高齢者施設とともに医療機関、障害者福祉施設などにも広げ、職員と施設利用者の定期的な感染防御を図ることが必要であります。

町長は、京都府が適切に対応されると答弁をされておりますけれども、これまでも新規感染者数の減少に伴って検査数を減らしてしまったことが次の感染拡大の波を招く一因ともなりました。感染者が減少しており、検査能力に余裕ができています今こそ、大規模な検査を行うことであります。

また、コロナによる地域経済が深刻であります。経済支援では売上げが30%減少していても、29%減が何か月も続いているというケースもあるのではないのでしょうか。一度全ての事業者に対する実態調査を行うべきであります。

また、新庁舎については、10月中をめどに移転を完了し、まちづくりや防災の拠点として活用したいとされております。日本共産党は、新庁舎建設は将来人口を見通し、必要最小限度の規模と費用で身の丈に合った庁舎をと主張してきました。

また、支所については、過疎と高齢化が進む中で、支所を充実し、決裁権限も持たせることや町の利便性、気軽に相談もできるようなよりどころとなる支所にすべきと言ってきました。



新庁舎の当初の計画は、事業費総額34億2,000万円でありましたが、太田町政の下29億5,000万円となり、最終、現在では32億円ということで建設が8月完了に向けて進んでおります。

契約では、資料の不備や説明不足などがありました。住民合意の下で進んできたとは言いがたく、計画案を町民にも議会にも知らせ、意見集約に努力すべきだったと指摘をします。

完成後は、過疎高齢化が進み、町域が広い本町では、近くにある支所の役割は重要であります。住民サービスが低下しないように求めるものであります。

また、丹波地域開発株式会社への6億700万円の公金投入の公判については、町長選の結果、7割の人が公金投入に問題があるとして前町長の町政私物化に疑問を呈しました。タウンミーティングで説明をして一定の理解を得たということではありますが、6億円の重みについて考察ができていないと考えます。

また、顧問弁護士の変更がされましたけれども、担当課長が弁護士事務所の人数や専門性も答えられないなど、町民の負託に応える立場になっておりません。

以上、問題点を申し上げまして、町長の政治姿勢にも指摘をし、反対討論といたします。

それと同時に、ケーブルテレビの民営化事業が進められておりますけれども、サービスが低下しないように丁寧な説明を求めるものであります。今、住民の皆さんから申込みの仕方もよく分からないといった不安の声も多くあります。親切丁寧な対応を求めておきます。

以上、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） それでは、ただいま上程の議案第11号 令和3年度京丹波町一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

令和3年度一般会計予算は、総額125億3,100万円、前年度比2億9,100万円、2.4%増の予算編成となりました。

この予算増の要因は、大きくは新庁舎建設、認定こども園建設事業やケーブルテレビ民営化推進事業などに係る投資的経費が上げられます。

また、公債費においては、過年度借入れを行った据置期間5年が過ぎ、元金の返済が開始したことにより大幅な増加となったことも1つに上げられます。

大型事業である新庁舎建設、認定こども園建設事業は、令和3年度で終了しますが、これらに要した事業費は起債に依存しており、また、普通交付税合併特例措置も終了することから、今後の財政運営も大変厳しいものとなることが考えられます。

このことから、起債の繰上償還も積極的に実施して、財政の維持健全化に前向きに取り組み、併せて、無駄の排除と効率的な行政運営、職員一人一人が創意工夫を重ね、行政サービスの低下を招かぬよう努めるとともに、第2期地方版総合戦略に基づいた施策の展開を進めていこうとの姿がうかがえます。

さらに、従来から私どもが申し上げてきました税を除く使用料、手数料など私債権の未収について、これまで合併以降、何ら進展がなかったところでありましたが、今回その解消に向けた債権の適切な管理に伴う条例を整備し、自主財源確保に向け積極的に取り組んでいく姿勢も高く評価し、太田町長をはじめ管理職、職員が一丸となり、徴収率向上に向けた取組に期待をするものであります。

また、太田町長肝煎りで立ち上げた地域商社事業は、ふるさと納税、いわゆるふるさと応援寄附金をこれまでより一気に6倍強に押し上げ、財源確保に大きく貢献しましたが、さらにサイトを増やして充実をさせようとの取組も見られるなど、大きな財源の柱となり得るものであります。

財政状況が悪化してきた要因を今の首長に問うこともありますが、時の町長や受け継いだ町長が大型事業をやれば、当然、自主財源の乏しい本町では、起債、いわゆる借金に頼らざるを得ない状況になり、5年もたてばその支払いが開始され、それで財政が厳しくなったと言われる。しかし、これは全て議会も承認してきたのは事実であります。行政は途切れることなく継続しており、やるべき事業を今やるか先に延ばすか、いずれにせよやらなければならないことはしっかりやり抜くことが重要であります。誰が事業を起案、発案したかの問題ではなく、いかに適切な時期に的確に公正に判断して実行に移していくかは、そのときの首長の判断に委ねられ、それを認めるか否かの決議をするのは議会でございます。

そうした中、また厳しい財政状況の中にあって、令和3年度一般会計当初予算は、太田町長の基本方針である健康の里づくり、助け合いと活力ある地域づくりの推進に向けた町民の健康や環境、農業振興などに新規拡張事業も組み入れられており、暮らしの安心安全につながる事業の展開も見られるところであります。

ビジョンがない町長とやゆされますが、町の姿、未来図を掲げられ、いわゆるビジョンのない町長を選出した町民はいないはずでございます。太田町長におかれましては、いろんな場面で創意工夫と新しい発想の中で健康の里づくりの基本方針に基づいた施策も図られてまいりました。任期の半分は新型コロナウイルス感染症対策に追われる日々の中ではありますが、住民の安心安全を最優先に、さらに奮闘いただくようお願いをしたいと思います。継続は力なり。

令和3年度一般会計当初予算に打ち出された施策がさらなる町民の健康と町政の健康、もって町民の負託に応えることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 令和3年度一般会計当初予算について、反対の立場で討論いたします。

町長の施政方針に、2050年カーボンニュートラルの実施やSDGs（持続可能な開発目標）の達成を進めるには、森林保全と木材活用が欠かせないと言われています。

また、産業振興では、スマート農業の導入や農地集積など大規模経営の促進や効率化を求め、農業振興に3億8,235万9,000円の予算が計上されています。京丹波町のような中山間地域の農業者の多くは小規模農業、また、家族農業であり、平等に農業用機械の補助などできるよう予算を組むべきです。

また、持続可能な開発には、経済・社会・環境の3つの側面のバランスを取ることが必要です。そして、移住定住で就農を希望する若者は、有機農業を望む方がほとんどです。

しかし、京丹波町には、明確な有機農業を指導する事業がありません。就農から生産販売までのサポート体制がありません。兵庫県丹波市では、有機農業の学校があり、就農すれば企業による生産販売までのサポートが整っています。政府も有機農業を進める中、京丹波町の有機農業が確立できる組織づくりに予算を付けるべきです。そして、町の農産物の自給率を上げていくべきだと考えます。

また、バイオマスとして木材チップを使った実証実験を5年近くされていますが、毎年予算が900万円前後であり、バイオマス産業都市を指定されているのであれば、もう少し積極的な予算を付ける必要があるのではないかと考えます。京丹波町産の木材を使った新庁舎や町立認定こども園は、地産地消であり好ましいことですが、原木の生産は本町であります。原木の裁断・乾燥は他町で加工しなければなりません。地域循環型経済は、六次産業、生産・加工・販売を1か所で行うことで地域が潤うことです。地元のお米、農産物や木材が町内で加工できる場所ができれば雇用も生まれ、先を見据えた事業に予算が必要とされます。

また、障害者福祉費が前年より減額されている予算が多く見受けられます。コロナ禍による利用者のサービス利用の減によるもので、それを基本にした予算を算出したためだと説明がありました。コロナ禍でひきこもりや孤立をしないかなど、コロナ禍でも3密や距離、人数を考え、スマートフォンやインターネットを使って参加できるサービスをもっと積極的に

考えて予算を考えるべきだと思います。

持続可能というところが見えない。そこには町長の施政方針でありますSDGs、そして、循環型経済というものが感じられない予算でありました。

これをもって反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

議案第11号から議案第26号の表決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第11号 令和3年度京丹波町一般会計予算につきまして、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、議案第12号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の討論を行います。

つい先日、国保の被保険者証の2年に一度の更新時期となり、新しい保険証が届きました。保険証とともにマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりますというリーフレットが同封してありました。また、保険証には、マイナンバーカードを利用した場合のためとして枝番が記載されておりました。

政府は、マイナンバーカードを普及するために国保証とひもづけしようとしています。ひもづけすると医療情報や保険税、納税額、口座情報など個人情報を一元化されることになり、一つの情報が漏えいした場合、他の情報も漏えいする危険性があります。国からは紛失や情報漏えいなどのリスクに対する具体的な対策は示されておられません。利用すべきではないと考えます。

また、予算委員会で明らかになりましたように、国保加入者の92.5%が所得200万

円以下であり、65.1%の加入者が減免の対象者であります。この間、保険税の据置きが続いておりますが、昨年からの未曾有の経済危機で暮らしと経営が大変であります。国保税は同じ所得で比べたときに、協会けんぽや共済組合の保険料の2倍近いことがこれまで多くの加入者に大きな負担を強いてきました。特に、国保の子どもの均等割が子育て世帯にとっては重い負担となっております。本町の国民健康保険事業の基金は3億189万4,483円であります。政府は、2020年度4月から子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、未就学児に係る国保税の均等割額の5割を軽減することを決めました。この通常国会に必要な国民健康保険法と関係法の改正案を提出する予定とされています。子どもの数が増えるほど増税となる均等割課税の矛盾の解消にやっと政府が方針を決めました。大きな前進ではありますが、対象者が未就学児となっております。子育ての負担は未就学児もそうでありますけれども、もっと年齢の上の子どものほうが大きくなります。地方自治体が上乘せを行い、一層の負担軽減が求められます。未就学児の均等割を廃止するには119万円、高校生まで全ての子どもの均等割を廃止するには約500万円が必要とのことでありました、令和3年度末の国民健康保険事業の基金残高は、先ほども言いましたように、3億189万4,483円あります。これは、加入者の払い過ぎた保険税の蓄積とも言えるのではないのでしょうか。子どもの均等割は廃止すべきであります。また、加入者1人当たり1万円の引下げは3,351万円あればできます。国保税の引下げは事業者の負担軽減にもつながります。引き下げるべきであります。

また、引き続き高い保険料の要因となっております均等割と世帯割について、公費を1兆円投入して廃止するよう国に求めていただくことをお願いしまして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

森田君。

○15番（森田幸子君） ただいま上程の議案第12号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

平成30年度から市町村国保の都道府県化が開始されて本年度で4年目を迎えることとなりました。本町では、17億9,530万円が当初予算に計上され、私たち町民が必要な医療を均等に受けることができる国民皆保険制度を支える基盤となり、地域医療のセーフティネットとしての役割を果たすべきものとなっております。

本町の国保事業は、被保険者数の減少や医療の高度化などによる医療費の増加の傾向の中で、厳しい事業運営が続いています。今後においては、引き続き国保財政安定のための財政支援強化を京都府や国に対して強く求めていただきたいと思います。

ただ、このような厳しい状況下の中で、これまで積極的な健診と予防活動など適正な対策に取り組んでこられたことや、高額療養費1億7,026万円を計上し、医療の高度化に対応する予算が生まれ、そして、次年度も被保険者等の税負担を考慮し、財政調整基金からの繰入金1,967万9,000円を計上して、税率は据え置く措置とされたことに高く評価するものであります。

今後とも全町民の健康づくりの推進や、さらなる疾病予防の取組を強く求めるものであります。そして、医療費の適正化をはじめ国保税収納率向上の対策強化による負担と給付のバランスを保ち、将来にわたり安定した国保事業運営が図られることを期待して、賛成討論いたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

野口君。

○2番（野口正利君） 議席番号2番、野口正利、議事日程第15、議案第12号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の賛成討論をいたします。

地域医療の課題は医療の効率化であります。より高齢化や過疎化が進む現在において、地域医療が抱えていた課題と解決策を地域医療振興協会が行っている取組から解決できる可能性を探ると、地域医療とは、行政、医療従事者、そして、地域住民が三位一体となって地域の限られた資源を最大限に活用し、保健医療や包括的医療を計画、実践、評価する医療であり、このマネジメントサイクルが地域医療とされています。地域医療が現在抱える課題とその解決策として、地域医療の課題は医療の効率化、かかりつけ医構想でプライマリーケア機能を向上、AIの導入で診療介助や支援も可能に、臨床判断能力を身につけたNDC（特定ケア看護師）を育成することで、医療効率とコストを改善。以上、4点を解決策として、地域医療振興協会が地域医療に取り組んでいるとあります。時代とともにそれぞれの地域に新たな問題・課題が浮上し、その課題・問題を共有し、解決に向けて取り組むことに地域医療の発展があると私は考えます。

本町における地域医療の確保を最重要課題として、令和3年2月26日第1回本町議会定例会において、施政方針として打ち出されたところであります。この施政方針に賛同し、本町のさらなる持続可能な地域医療の発展と三位一体となって十分な医療を受けられることに期待し、賛同するものであります。

以上、賛成討論いたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第12号 令和3年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案されております議案第13号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

菅内閣は、医療制度改定一括法案を閣議決定し、その法案に盛り込まれているのが病床削減推進法案と、75歳以上が支払う原則1割の医療費窓口負担を2割負担にする、2022年度から実施する高齢者医療費窓口負担2倍化法案であります。今、コロナ禍の下で、医療の基本と高齢者の安心を奪う大きな問題となっております。これまでの75歳以上の高齢者の医療費窓口負担の割合は、単身で年収383万円以上、夫婦で520万円以上は現役並みとして3割負担であり、それ以外の一般低所得者の方は1割負担でありました。しかし、今回の改悪により、窓口負担2割の対象は単身で年収200万円以上、またどちらも75歳以上の夫婦で年収320万円以上の世帯370万人を対象としています。1人当たり平均窓口負担は年間3万4,000円増える見込みです。こうした負担増を抑える配慮措置を3年間設けるとしてありますが、それでも平均で年間2万6,000円の増となります。菅首相は、現役世代の負担上昇を抑えるために高齢者に能力に応じた負担をしていただくものだと言いますが、今回の2割負担導入によって現役世代の負担減少は年720億円で、1人当たり年間約700円と田村厚労相は答弁をしています。また、保険料の半分は事業所負担であることから本人の負担減は半額の350円で、月額30円弱の保険料が減るだけであります。最も負担が減少するのは、国の負担など公費の980億円が一番減少となる計画であります。現役世代の負担軽減というのであれば、減らしてきた国庫負担を引き上げることであります。老人保健制度ができた1983年度には、老人医療費に占める国庫負担の割合は45%でした。その後の改悪で後期高齢者医療制度を導入した2008年度には、後期高齢者医療費に

占める割合で36%まで引き下げ、2020年度では33%まで減らしました。年収に限られる高齢者は、原則1割負担であっても年収に占める割合が大きいのです。

今、10万人を超える開業医や勤務医が加入する全国保険医団体連合会からも医療費窓口負担2割に対する署名約17万3,000人分を国会に提出するなど、廃止の運動が広がっております。これ以上、生活費を切り詰めたり、病院の受診を控えることはできないという身近な声もお聞きします。町民の命と健康を守るためにも、町民の代表でもあります町長や議員には責任もあります。国庫負担を元に戻し、安心して医療が受けられるこういった制度にすることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

鈴木君。

○7番（鈴木利明君） 7番議員、鈴木利明でございます。

議案第13号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の討論を行います。

この予算は、歳入歳出ともに2億6,119万8,000円が計上されておりますが、保険料は京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づき徴収し、同年5回納付する収支となっております。本町の本年度の1人当たり平均保険料は5万4,388円が見込まれております。平成28年度から人間ドック健診の個人負担が2割に変更されましたものの、引き続き8割助成が継続されるなど限られた財源の中で高齢者の保健予防に対応する予算となっております。後期高齢者医療制度は、医療費が毎年大幅な増加を見る中で、この抑制を図るべく75歳以上の高齢者を対象として独立させ、医療給付を集中する制度として平成20年度にスタートをしました。

今後は、保険料の増額を少しでも抑えるためには、高齢者の疾病予防や重症化予防などの保健事業諸施策の推進が重要となっております。今や医療費問題は自治体だけでなく、国家挙げての、国民挙げての問題であります。広く国民みんなで結論を求め、努力すべきことを強く指摘し、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

議案第13号 令和3年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。



(多数 起立)

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案をされております議案第14号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

2000年に介護保険制度が始まり21年目となります。今年は、第8期介護保険事業計画が策定をされ、保険料等が見直しをされました。新聞報道によりますと、県庁所在地、政令市で4月からの介護保険料6,000円以上が8割を超え、利用増で保険料の引上げをするのは6割でありました。

本町では、保険料の基準額は据置きとし、第1段階から第3段階においては、低所得者への基準額から軽減をするなど一定の評価はしたいと思いますが、11段階としている保険料の段階をさらに細分化し、保険料を軽減することを求めています。

国からの交付金で保険者機能強化推進交付金と介護保険者努力支援交付金が交付されています。これは自治体の事業の取組の達成状況を採点し評価するもので、自治体の評価得点に応じて交付金が案分され、マイナス評価の自治体は交付金を削減するという取組の見える化を進めるとして交付されるもので、厚労省が介護保険料の標準化や介護給付の適正化と称して、各自治体に介護給付抑制を競わせることになり、高齢者が必要な介護サービスを受けることが難しくなります。

また、厚労省は、2021年度から要支援者が要介護者へ進んでも、本人が希望すれば各自治体が行う介護予防・生活支援サービス事業の総合事業を継続的に利用できるとしましたが、要介護者の介護給付外しになると批判を受け、2021年度は断念をいたしました。この総合事業は自治体予算で行うため、予算がなくなればサービスの打ち切りとなります。自治体の財政力によりサービスに差が出ることは許されません。要介護者は、日常生活全てに綿密なサポートが必要であります。要介護者とならないためには、予防事業の充実が求められます。

福井県の越前市では、高齢者が地域の身近な場で体操や交流を楽しむ通いの場が200か所以上に広がり、要介護認定率が全国平均を下回るようになったと新聞報道にも載っております。誰もが安心してサービスが受けられるように国が責任を持って介護保険制度を改善

し、介護サービスを提供すべきことを指摘し、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号 令和3年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号 令和3年度京丹波町下水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和3年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号 令和3年度京丹波町土地取得特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和3年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号 令和3年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号 令和3年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、委員長報告

のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和3年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号 令和3年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和3年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号 令和3年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和3年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号 令和3年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和3年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号 令和3年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和3年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第 23 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 23 号 令和 3 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号 令和 3 年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第 24 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 24 号 令和 3 年度京丹波町質美財産区特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(梅原好範君) 起立全員であります。

よって、議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号 令和 3 年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第 25 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第 25 号 令和 3 年度国保京丹波町病院事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和3年度京丹波町水道事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○12番（山田 均君） ただいま提案されております議案第26号 令和3年度京丹波町水道事業会計予算に反対の立場から討論を行います。

京丹波町水道事業会計予算は、地方公営企業法に基づく企業会計に移行して5年目の予算として提案をされました。町の水道事業は、本町が分水嶺であることから、和知地域の水系と丹波瑞穂地域の水系となっています。丹波瑞穂地域では、畑川ダムからの取水が中心になってきております。畑川ダムからの取水の目的は、開発団地など5,000人も人口が増加をする。また、町内の11の事業所と下山の工業団地で合わせて日量5,000トンの増量要望があること。生活用水や事業所用水を合わせると7,532立米となり、丹波と瑞穂地域だけで1万3,723立米が必要で、ダムからの取水が必要として畑川ダムを建設しました。しかし、丹波瑞穂地域でも人口は大幅に減少してきており、当初の計画は大きく破綻をしていることは明らかです。その結果、加入者である町民が負担をすることになってきています。推進した為政者は誰も責任を取らないのであります。水源は畑川ダムに依存する方向ではなく、既存の施設の維持管理をもっと重視すべきです。畑川ダムは洪水調整を目的とすべきです。

当初予算では、ダム関連対策事業として、測量設計監理事務事業委託料が本年は200万円計上されました。ダム周辺整備事業は計画をされておりますが、高齢化が進む中で、多額の予算が必要となる事業が今町民にとって本当に必要な事業なのか。今必要なのは整備事業見直し、例えば自然とダム湖畔を生かした整備事業などに考えを変えるべきです。

水道事業は、地方公営企業法に基づく企業会計ですが、経営の基本は常に企業の経営性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定めています。本町は、高齢化率が40%を超えております。高齢化で独り暮らしや高齢者世帯が増加しております。基本水量に5トンを設けるべきであります。

また、水道の閉栓・開栓手数料が一回3,000円と高額になっています。引下げを求めても見直しはできないとしてますが、近隣市町村と比べると10倍です。府下の市町村に比べて水道料金は2倍、手数料が10倍です。公共料金が非常に高い。これが京丹波町の実態です。若者は町外に転出してしまいます。引下げが必要です。

飲料水は生活になくてはならないものです。ですから、民間ではなく自治体が責任を持って給水事業を行っているのです。

しかし、今、進められようとしている水道事業の広域連携や共同化は、民営化に道を開く重要な問題です。水道事業は、水需要の減少、水道施設の老朽化、人材不足など多くの課題がありますが、広域化や民営化では水道事業の課題解決にはなりません。広域化や民営化で地方自治体の役割を果たすことができません。

今、世界では、水道を民営化した弊害が次々と明らかになってます。民営化は住民、自治体にとって百害あって一利なしです。このことを指摘して、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 4番議員の隅山でございます。

ただいま上程をされております議案第26号 令和3年度京丹波町水道事業会計予算に賛成をいたします。

災害から配水設備の損壊を未然に防ぎ、さらに減災を目指した施設の耐震化など、配水及び給水に関わる施設整備や改良の推進費用が計上をされております。本町全域に必要とされる水量の供給は、片時も絶やすことはできません。水道事業の使命に日夜携わっていただく職員の皆様、関係者の皆様のご尽力に感謝を申し上げたいと思います。

継続したライフラインの安定は、移住者の増加や産業の充実の加速に結びつくものであり、そのことが住民の皆様にしかりと届くことを願い、本予算に賛成といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号 令和3年度京丹波町水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。再開は13時10分とします。

休憩 午前11時54分



再開 午後 1時10分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第30、議案第27号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）》

○議長（梅原好範君） 日程第30、議案第27号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 54ページ、款9の消防費、防災費について、予算でもお聞きしてたんですが、防災備蓄備品の期限が決まっているものを新旧の入替えをされることもあると思いますが、そういった場合、古いものはどのようにされているのか、その点お伺いします。また、新旧の入替え時には、定期的にか、期限が来たら随時されているのかどうか、その点お伺いいたします。

もう1点、同じ防災費の中の節1、報酬の国民保護協議会委員報酬があるんですが、活動内容をお伺いいたします。

それと、55ページ、教育費の一番下段で、説明いただいたかもしれませんが、節14の工事請負費、空調設備改修工事がどこなのかお伺いいたします。この3点お伺いいたします。以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 期限が来たものの備蓄物資でございますが、基本的に期限が来る前にそれを見越して、今年度はいろんな催しものがなかったわけでございますが、そういったときに出して持ち帰りいただくようなことをしていたんですが、今回はできなかったということでございます。また、期限が切れたものにつきまして、そういったこともできない場合は、残念ですけど廃棄するという形で行っております。こういった入替えにつきましては、各年度の計画を持っておりまして、それに従いまして令和2年度も調達をさせてもらって更新をかけたという状況でございます。

それと、国民保護協議会条例というのがございまして、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づきまして、この協議会を設立することとしております。その協議会の組織及び運営に関しまして、委員の定数は20名以内としておりますが、主な内容といたしましては、先ほども申しましたように、武力攻撃事態における国民の保護のた

めの措置に関する法律に基づきまして、その協議会を中心に取組を進めているというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 55ページ、説明欄の最下段、空調設備改修工事の箇所でございます。これに関しましては、放課後児童クラブ、瑞穂地区ののびのび2組の空調設備を改修させていただきたいということでございます。

なお、財源につきましては、臨時交付金を活用させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 54ページ、再質問です。

国民保護協議会の委員の方20名とお聞きしましたが、女性の委員は何人おられるのか。

また、各団体から代表で出ていただくというような団体とか、決められてるのがありましたら伺いいたします。

委員会の回数などありましたらお聞きいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 協議会につきましては20名で、そのうち女性の方が2名でございます。

いろいろな機関からお世話になっておりまして、京都府はもちろんのこと、消防署でありますとか、区長会、商工会、社会福祉協議会、女性の会、消防団等でございます。また、郵便局、電信電話株式会社、関西電力、そういった団体から代表者をお世話になっておりまして、20名で構成している協議会でございます。

開催回数でございますが、今年度は実績ございません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） ちょっと何点かお尋ねしておきたいと思うんですけども、1点目は、歳入の4ページでございます。固定資産税の欄で、償却資産が5,753万1,000円と説明の欄にありまして、太陽光発電だと思うんですけども、丹波地域、瑞穂地域、和知地域それぞれ何件ずつなのか。

それから、5ページ、町税のところの環境性能割と種別割がありまして、それぞれ追加で出ておるわけでございますけども、最終、当初の見積りと変わってきたということなのかどうか伺っておきたいと思います。

また、滞納繰越分の34万8,000円について、徴収ができたということだと思っておりますけども、内容について伺っておきたいと思います。

それから、同じ欄のたばこ税で、608万6,000円と当初見込みよりも相当増えてきておるわけございまして、当然、たばこの販売が増えたということかもしれませんが、当初見込みとの差の原因というのをお尋ねしておきたいと思います。

7ページの交付金について、環境性能割交付金がここでは500万円の減額になっておるわけでございます。町税の関係では増えて、交付金関係では減になっておりまして、これは関連性があるのか分かりませんが、同じ環境性能割でございますので、減の理由をお尋ねしておきたいと思います。

それから、22ページで、立木売払収入が512万円上がっております。具体的にはどこかの山の皆伐かと思うんですけども、杉とかヒノキとかあると思うんですけども、どこに販売したのか。どこの山なのかも含めて伺っておきたいと思います。

それから、歳出の関係でお尋ねをします。資料を頂いておりますので、それに関わってお尋ねしておきたいと思うんですけども、1点は、新型コロナウイルスの小規模事業者等支援事業というのがありまして、それぞれ4,500万円なり2,000万円の予算が組んであります。事業概要を見ますと、令和3年4月以降の1か月分の売上げが前年同月と比較して30%以上減少している事業者に給付金ということになっておるんですが、コロナが発生して非常に減収したというのが令和2年度だったと思うんですけども、令和3年4月以降の売上げが30%ということは、売上げが減った上にさらに30%ということになると思います。本来なら30%ではなしに、例えば10%にするとかそういう形にしなければ対象になる人が相当狭まるのではないかと思うんですけども、せっかくこういう給付金事業を取り組む上で、そういうことは考えられないのかということが1点でございます。

それから、国の緊急事態宣言に伴って時短営業をした飲食店等に対する事務負担ということになってるんですけども、これまでから8時まで営業していたら時短の対象にはなりません。そういう飲食店については全く対象にならないんですけども、そういう飲食店への支援というのは今回出されておるコロナへの対策としてはあるのかないのか。あればどの項目なのか伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） まず1点目、固定資産税の償却資産の増でございますけれども、ご指摘のとおり、太陽光に係る部分が非常に大きくございまして、年度内の更正につきまして、こちらのほうから勧奨をしている状況でもあるという中で更正がございました。その更正によりまして、納税義務者が34名の増という形になっております。更正件数につきましては、101件でございます。この中で丹波・瑞穂・和知の割合ということですが、このあたりの集計は今やっておりませんので、手元に資料ございませんのでお答えができません。申し訳ございません。

それと、5ページ、軽自動車の環境性能割と種別割の関係でございます。

環境性能割につきましては、令和2年の当初予算の算定のときには年間分の収入がまだなかったことございまして、基礎データが非常に少なかったという状況の中で、1か月分の収入から見て大体これぐらい入るかなというような試算をしたわけでございますけれども、実際のところ令和2年度に入った部分につきまして、販売台数よりも多かったというような状況で、増となっております。

種別割に関しましては、乗り換えられる車がございまして、旧税率や経過分の分につきましての乗換えがありまして、新税率への移行の傾向が影響しまして、当初見込みよりも増加したという状況でございます。

滞納繰越の増につきましては、見込みよりも徴収がたくさんできたということで徴収の増を上げさせてもらってます。

たばこ税につきましては、当初見込みよりも売上本数が多くございまして、増となりました。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 7ページ、環境性能割交付金でございます。これにつきましては、今税務課長からございましたとおり、軽自動車税に係る部分については今の説明のとおりでございます。今回のこの交付金につきましては、いわゆる自動車税、都道府県税の部分に係るものでございまして、税収の一定割合を市町村に交付金として交付がされるものです。京都府の最終の交付見込みの通知に基づきまして、今回、所要の補正をお世話になることでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 22ページの立木売払関係でございます。

まず、皆伐といたしまして、西河内の田ノ向で5.1ヘクタールの施業をした分でございます。もう1件、間伐といたしまして、質志の観音で6.56ヘクタール分の施業をさせていただいた分で、樹木につきましては、大半が杉でございます。一部、ヒノキもございませうけれども、大半が杉ということになっておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 新型コロナウイルスの関係の事業でございますけれども、今回、農林振興課、にぎわい創生課で同一の事業を設定させていただいたところでございます。この給付金事業につきましては、前年の同月と比較をいただきまして、その中で30%以上の減収が見込まれる方を対象としておるところでございます。それぞれこれから4月1日以降を対象月としていきますので、前年とその月を比べていただきまして、30%以上減少をしておれば対象としていこうというように設定しているところでございます。

それから、国の時短要請によりまして今までから8時以前で営業をされてない事業者、飲食業者さん等につきましては、今回も併せて実施をさせていただきます新型コロナ感染防止対策等応援補助金のほうで感染防止に係る資材でありましたり、業務改善を行っていただく分について対象とさせていただいて支援をしていこうということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） それぞれ答弁いただいたんですが、立木については販売先について、森林組合を通じて市場へ出したものなのか、その点お尋ねしておきたいというのが1点でございます。

それから、コロナウイルスに対する支援の関係なんですけれども、今、担当課長から言っていたように、令和3年4月以降の1か月の売上げが前年同月と比較して30%以上減少しているということで、資料を頂いておってそのとおりに書いてあるんですけども、前年同月というのは令和2年の4月なら4月、5月なら5月ということになると思うんですけども、コロナが発生して令和2年度は、飲食店などを含めて収入が相当落ち込みをしたと思うんです。だから、令和元年度と令和2年度とを比較すれば相当落ち込んだということになると思います。しかし、今回提案されておるのを見ると、令和2年度の売上げから令和3年度で30%以上のところに支援しようということで、実際、コロナの影響で相当落ち込んでおると思うんですけども、その上にさらに30%以上落ち込んでないといけないということにこの

要項からするなると思うんです。だから、本来ならもう少し、30%ではなしに10%とか、そういう形で考えるべきではないか。売上げが落ちてる上にさらに30%以上落ち込んでなかったら対象にならないので、その辺の考え方はどういうように前年度同月を見ておられるのか。令和2年度の実績ということになると思うんですけども、その点もう一度伺っておきたいと思います。

それから、感染防止対策等応援補助金ということで、感染防止とか、業務改善とか、そういう売上げ向上につながる取組への助成ということになっておるんですけども、高齢者の事業者であれば、そういうような取組で今さら店を直すというようなこともないわけでございます。これについてもやっぱり売上げが落ちて、本当ににっちもさっちも行かんという状況も起こっておるわけなので、そういうところにしっかり支援をするということが必要ではないかと思っておりますので、もう一度改めて伺っておきたいと思っております。

農林の関係も、前年同月と比較して30%以上減収している農林事業者ということになっておるんですけども、これも令和2年度の落ち込みがひどかった上に令和3年度も30%以上落ち込んでないと対象にならないので、やはりそれはもう少し30%ではなしに、10%とかそういうような形で支援をするというのが大事ではないかと思っておりますけども、その点もう一度見解を伺っておきたいと思っております。

それから、併せて、町長にお尋ねをしておきたいと思っておりますけども、この間、コロナ感染症対策ということでずっと公共施設の取組がされてきて、水道の蛇口をレバー式にするとかそういうことは行われたわけでございますけども、不特定多数が利用する施設は、例えば電気でもスイッチを触るわけですし、水道でもレバーであればレバーを触るわけなので、それを感知式に変えるというような対策も必要ではないかと思っております。そういうところへの対策というのは考えられないのか伺っておきたいと思っております。

それから、国も非正規で働く母子・父子家庭などへの支援の方向を示しておりますけども、町としてもそれへの支援、例えばそういう層への給食費の負担軽減を図るとかそういうような考え方はないのかどうか、併せて伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず、給付金の考え方につきましては、令和2年度も影響をそれぞれ受けておられますけれども、年間の収入ではなくて、それぞれのその月々の比較でございますので、令和2年度からその月を比較していただきましたら、例えば9月でしたら9月の時点で30%下がれば、その時点で対象になるということになりますので、そういった形で事業は進めてまいりたいと考えておるところでございます。これは農林振興課の

給付金も同じ考え方でございます。

それと、応援の補助金のほうは、令和2年度も実施をさせていただきましたけれども、多くの事業者の皆さんにご活用をいただいております、それぞれの事業者さんで感染防止に関わりますアクリル板の導入であったり、消毒液であったり、そういったものも広く購入をいただいて事業の活用をいただいたところでございます。そういった形で令和2年度の補正の分でも再度事業を実施していくということで、改めて事業を開始しますので、一旦受けられた方も対象とさせていただきます、実施していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 大西農林振興課長。

○農林振興課長（大西義弘君） 立木売払先等でございます。これに関しましては、森林組合と原木運搬売払事業に係ります契約を締結させていただいております、森林組合を通じまして町内外10社の企業に売払いをお世話になってるところでございます。特に、多いところにつきましては、舞鶴市にあります林ベニヤ産業の舞鶴工場であったり、また、町内では、日新製材所和知工場となっておりますところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 公共施設のスイッチ類とか、蛇口とか、そういったもの全て非接触にせよというようなことでありましたけども、なかなかそれは難しい部分があるかというふうに思います。当然、できるところは今回のいろんな補助金を使って変更してまいりましたし、可能な限りやっておりますけども、技術的なことも含めて全てを非接触にということはなかなか困難ではないかというふうに思いますけども、可能な限り更新時期も考えながら行える対策はやっていくとともに、どうしてもできない部分については、アルコール消毒等を徹底することで回避ができるのではないかと考えております。

生活困窮の方に対する制度というのは、今既にある制度もありますので、そういったものも活用いただきながら、それでもなおできない部分がもしあるとすれば、検討は行ってまいり必要があるのかなというふうに考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） それぞれ答弁いただいたんですけども、今、にぎわい創生課長からありました前年同月から令和3年度の同月で3割以上の減収ということが対象だということで、収入や所得を何を根拠にするかということになりますと、年間売上げを申告しているわけですから、それを12で割って1か月分を出すというのがこれまでの考え方と思うんです。

そういう考え方ではなしに、1か月分の4月だったら4月の売上げは30%下がったかというのを証明しなければならないわけで、前月の売上げの金額をどういう形ですれば認めるということになるのか。その点伺っておきたいと思います。

それから、公共施設の感知式の関係では、やはり不特定多数が集まる、使うところを優先的に計画的にしていくべきだと私は思います。できることからするというところでございましたけども、一定ワクチンも進んでいくわけでございますけども、やはりそういう面ではしっかりそういう対策も片方では取るというのが公共施設については特に思います。そこは一遍洗い出しをして、できるところからきちんと進めて、非常に住民の使用頻度が高いところからやっていくというのは基本だと思いますので、その点強く申し上げておきたいと思います。

それから、27ページの減収補てん債について伺っておきます。説明では、税収の落ち込み分の対応ということでございましたが、実際この補正を見ておきますと、町税の個人・法人の減は5,104万8,000円となっておるわけで、併せて固定資産税の償却資産では、5,729万6,000円増になっておるわけでございます。7,050万円減収補てん債の税収の落ち込みというのは、7,050万円の根拠を併せて伺っておきたいと思います。

それから、ケーブルテレビの民営化の関係で、今回補助金も出しておるわけでございますけども、実際、今、加入申込みが配布されておりますが、非常に冊子を見ているだけでは分かりにくい。分からないことをどうすればいいかという声が非常にあるわけございまして、どういう形で受け止めて援助していくかが非常に大事だと思います。何人か集まれば直接説明に行くとか、そういうことももう少しきめ細やかにすべきだと思うんですけども、その辺の対応はどうか。

それから、携帯を持たない家庭に対しての対策としては、ファクスとかそういうものを買ってもらえばいいということもあったと思うんですけども、やはり町が推進しておるので、それをリースで貸すとかそういう方法もきめ細やかにすべきだと思うんですけども、その辺の見解をもう一度伺っておきたいと思います。これは町長にお願いします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 減収補てん債でございます。特にコロナ禍を踏まえた減収、これを補填するための特別の地方債の発行ということでございまして、対象税目につきましては、町民税の法人税割と法人事業税交付金、利子割交付金に加えまして、令和2年度分につきましては、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、たばこ税、地方揮発油譲与税、こういった落ち込みの国が定めております一定の算定方式によって算出された額がトータル



7, 050万円ということでございまして、今期といたしましては以上のようなところでございます。

次に、ケーブルテレビ民営化ですけれども、お問合せの関係と思います。特にケーブルテレビの自主放送番組の中でも特集の番組を放映をさせていただいております、こういった中でも分かりやすい説明に努めているというのが1つ。

もう1つが、送られてきました書類の中にも書いてますとおり、フリーダイヤルがありまして、いつでも問合せを受けるといった形もZTVが体制を整えていただいておりますので、そういった部分で対応をいただいておりますというところでございます。

また、申込書の中にもいろんなそういう問合せとかに関する問合せ事項等、そこにチェックをして送ったら何らかの格好でZTVからのアクションがあるというようなこともありますので、こういった部分でできるだけ分かりやすい周知に努めてまいりたい。既にケーブルテレビも含めましてホームページ、また、広報お知らせ版等、町の持つあらゆる媒体を使って周知にも努めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 給付金に対する提出の書類で、申請する月の前月までの売上台帳の写しの添付を求めておりますので、そちらで確認をさせていただくところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ケーブルテレビの関係でありますけれども、スマートフォンやタブレットやメールという手段を持たれない方のために電話もしくはファクスでの代替を考えているというのは、電話もしくはファクスがそれぞれの個人のお宅にあるという前提で考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 11ページで、個人番号カード等交付手数料とありますが、本町ではどのぐらい交付されているのかお聞きをしておきたいと思ひます。

それと、12ページの総務費国庫補助金に、社会保障・税番号制度と下の個人番号カード交付事業というのがありますが、これは振替か何かそういう関係なのか。これは別々のものなのかお聞きをしておきたいと思ひます。

34ページの特別定額給付金について、350万円のマイナスですけど、最終的には何人になったのかお聞きをしておきたいと思います。

それから、47ページのケーブルテレビ民営化補助金ですけど、工事初期投資は4億円ということで提案がありました。あと一般会計の予算で9億80万円ほど債務負担行為を組んでおりますが、4億円で工事は全て完了するというものでよいのか。当初は維持管理の一部を町が負担するというものでありましたけれども、9億円というのはどういうことに充てるものなのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） お尋ねの個人番号カード等交付手数料につきましては、再交付の関係で個人番号カードと、あと、再交付はもうしないこととなりました通知カードの再交付の手数を令和2年度については上げさせていただいて、実績が少なかったということで減額をさせていただいております。

それから、12ページの国庫支出金、総務費国庫補助金の中の1つ目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、1つ飛んで個人番号カード交付事業費補助金というのがあります。組み替えなんですけども、その差の分につきましては、戸籍システムのほうでマイナンバーカード関係でシステム改修をしまして、その実績によって25万2,000円減額をさせていただくものでございます。

それから、マイナンバーカードの交付の状況につきましては、これまで交付していても転出があったり、亡くなられたり、また、転入があったりということで増減があるわけなんですけども、実際の現時点での有効な個人番号カードの数を申し上げたいと思います。3月1日時点で2,211枚の有効な個人番号カードがございまして。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山森参事。

○参事（山森英二君） 定額給付金の人数でございまして、給付金の対象人数が1万3,809人に対しまして、最終の給付決定人数が1万3,790人、率にいたしまして99.9%となっております。

以上でございまして。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） ケーブルテレビの支援金関係ですけども、当初は見込みということで9億何がしの想定をしておりまして、それを債務負担設定をお世話になったところでございまして。現実的にはプロポーザルの結果、税込みですけども、10年間の間に

4億4,000万円の支援を行うということに基づく今回の支出ということでございます。  
以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
最初に、原案に反対者の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。  
これより、議案第27号を採決します。  
議案第27号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり決すること  
に賛成の方は挙手願います。  
（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。  
よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

《日程第31、議案第28号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）》

○議長（梅原好範君） 日程第31、議案第28号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。  
これより質疑を行います。  
質疑ありますか。  
山田君。

○12番（山田 均君） 歳入の5ページ、国庫支出金で災害臨時特例補助金というのが47万4,000円あります。この内容について若干説明もあったんですが、減免分ということで新型コロナ対応ということでしたが、何件分で減免額の一番多い人はどれぐらいの金額なのか伺っておきたいと思っております。  
以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 新型コロナウイルスの関係の減免に関しましては、相談件数21件で申請件数14件、決定件数が11件でございまして、合計166万6,500円の減免額となっております。一番多い方の減免金額につきましては48万6,600円。これが平成元年度と令和2年度の合計の分で48万6,600円という方が一番多ございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 7ページの傷病手当金について、一般財源と国府支出金が財源振替になっていまして、これは結局該当がなかったということだと思んですけども、この傷病手当金というのは、これからずっと継続していく事業なのか。

それと、保険税の特例減免もあったわけですが、それは令和3年3月末で終わってしまうのか。次へ継続するのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） まず、コロナの減免の関係でございすけども、令和3年3月31日で終わりでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 傷病手当金の制度でございすけども、新型コロナウイルス感染症の影響による関係の傷病手当金につきましては、順次延長されておまして、現時点では令和3年6月30日までというふうに定めております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 先ほど答弁していただいた臨時特例補助金の関係なんですが、21件問合せがあつて、14件の申請があつて、11件決定ということでした。申請14件で3名の方が決定にならなかったということだと思んですけども、具体的には3名の方は基準に合わなかったということかもしれませんが、どういうところで決定にならなかったのか。分かっておれば伺っておきたいと思ひます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 豊嶋税務課長。

○税務課長（豊嶋浩史君） 申請で14件のうち11件決定、そのうち3件がどうしたことかということございすけれども、2件が個人の方が収入が増えたということで取下げをさ

れました。あと、もう1件が対象外ということでございまして、前年の所得が全くない方でございまして、その方の分の国保税の減免分の計算ができないということで、こちらは府にも問い合わせましたけども、その方に関しては対象外になりますということでありましたので、対象外と決定させていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。

議案第28号 令和2年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

《日程第32、議案第29号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第32、議案第29号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。

議案第29号 令和2年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

《日程第33、議案第30号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)》

○議長(梅原好範君) 日程第33、議案第30号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番(山田 均君) 介護保険事業の老健施設サービス勘定の5ページ、備品購入の関係でお尋ねします。

一般備品として薬剤の分包機を予定しておったけども、今回減額するという説明を聞いたわけでございます。高齢化がどんどん進んでいく中で、薬の飲み違いを防ぐためにも分包機で一定の薬を袋に入れるということだと思んですけども、今回、購入をやめたということでございますので、現在はどのような形で薬の扱いをされているのか。飲み違いを防ぐためにも必要だと思んですけども、その点についての考え方を伺っておきたいと思えます。

以上です。

○議長(梅原好範君) 中川医療政策課長。

○医療政策課長(中川 豊君) 和知老健施設の分包機の購入でございますが、お薬の調合をするには薬剤師の配置が必要でございます。昨年度、薬剤師が京丹波町病院に2名おりました、1名が和知老健施設のほうへ支援ということで現地へ向かい、そこで分包機を利用して薬の調合をしておりました。しかし、その薬剤師が退職しまして、京丹波町病院の薬

剤師が1名になったところでございます。

したがいまして、和知老健施設のお薬の調合につきましては、お薬を京丹波町病院のほうへ運んで来まして、院内の薬剤師が病院の中で調合して、また和知老健施設へ持って帰るといようなことでございます。薬剤師が向こうに支援に行ける場合は、新調の分包機を購入する予定でございましたが、京丹波町病院の分包機で事足りるということになりましたので、令和2年度につきましては、分包機の購入を見送ったということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。

議案第30号 令和2年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

《日程第34、議案第31号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第34、議案第31号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 歳出の7ページで、浄化槽市町村整備推進施設管理事業ということで、修繕費が230万円計上されてるんですけども、具体的にどういう内容の修繕なのか。

実際に発注するのは3月いっぱいですということになると思うんですけども、修繕の内容について伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 今回提案しております修繕の内容でございますが、1月時点の実績からそれ以降の見込額として計上させていただきました。ダイヤフラムの交換を10基見込んでおります。それが年間修繕料17万円。ブローアの修繕が10基見込んでおります。これにつきましても修繕料17万円。ブローアの交換につきましては10件、40万円を見込んでおります。1件浄化槽の入替えをする必要がありましたので、その部分につきましては152万円計上したところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 1点お伺いします。

歳入の分担金及び負担金の中の新規加入分担金が176万円減となっております。当初何人の見込みだったのかお伺いします。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 新規加入分担金ですが、年度当初につきましてはそれぞれ3件を見込んでおまして、農業集落排水事業の分担金については、実績1件であったことから176万円減額をしております。公共下水道事業につきましては3件見込んでおりましたのが、実績については5件ということで、88万円の分が4件、それから、11万円のものが1件、合計で99万円の増となったところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。

議案第31号 令和2年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

《日程第35、議案第32号 令和2年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第35、議案第32号 令和2年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。

議案第32号 令和2年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

《日程第36、議案第33号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第36、議案第33号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 歳出の4ページでございますが、運行事業費で町営バス活性化促進委託料ということで278万円の減になっております。説明では、新型コロナの関係で事業を中止したということございましたけども、今後、活性化促進事業というのは取り組む予定なのか。もう中止ということなのか併せて伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 活性化事業でございますけれども、当初、京都大学に委託をしまして、町営バスの路線等も含めまして調査等を行っていただく予定としておりましたけれども、令和2年度につきましては中止をさせていただいたところでございます。今後またコロナウイルス感染の状況なり、その辺のところも勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 検討していきたいということなんですけど、具体的にこの取組は進めていくということでいいのかどうか。コロナの関係でそれが一定収束すればこの事業は取り組むということなのか。いやいや、そういうことも含めて検討していくということなのかどうか、改めて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 改めてまた検討してまいりたいと思っはいるんですけども、いつの時期にこれをやるかというのは、今現在、併せて検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。

議案第33号 令和2年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

《日程第37、議案第34号 令和2年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(梅原好範君) 日程第37、議案第34号 令和2年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。

議案第34号 令和2年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第35号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第38、議案第35号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

議案第35号 令和2年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第36号 令和2年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第39、議案第36号 令和2年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

議案第36号 令和2年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第37号 令和2年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第40、議案第37号 令和2年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。

議案第37号 令和2年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第38号 令和2年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第41、議案第38号 令和2年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。

議案第38号 令和2年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第39号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第42、議案第39号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 収益的収入の2ページでございますが、和知歯科診療所の医業収益のところでは外来収益が187万2,000円、外来患者数の減少等ということで減額になっております。具体的に患者数というのはどれぐらい減少しておるのか伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 中川医療政策課長。

○医療政策課長（中川 豊君） 当初予算では1日に27名、年間292日と算出しまして、7,884人を見込んでおりましたが、現在の実績から計算しますと、1日に24名、診察日数は292日ということで、年間7,008人ということで、その差876名程度の患者の減少を見込んでおります。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。

議案第39号 令和2年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

《日程第43、議案第40号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） 日程第43、議案第40号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 収益的支出に関わってお尋ねをしておきたいんですけども、減価償却費がありますが、その中に建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品ということになっております。それぞれ家庭に取り付けてあるメーターについては、これは町の施設なんですけど、これは備品に入るのか。減価償却の対象になっておるのかどうか

1点伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 工具、器具及び備品として検針ポットについては減価償却の対象となっているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 減価償却の対象になっておるということでございますけども、閉栓・開栓の中で、メーターの取替えしなければそういう見直しができないということもあつたんですけども、具体的に備品ということになれば、年次的に予算を組んで、1年で例えば100とか200という形で順次更新をしていく、耐用年数が過ぎたものからやっていくとかそういう計画になっておるのかどうか。なければそういう計画を持ってきちんと進めるべきだと思うんですけども、その見解について伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 当然、計画的に更新をしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 計画的ということになりますと、年間どれぐらいの個数を計画的にやるということなのか。数字について併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 山内上下水道課長。

○上下水道課長（山内善博君） 水道メーターの取替工事につきましては、令和2年度においては1,037件、令和3年度については706件の予算計上をしておるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。



これより、議案第40号を採決します。

議案第40号 令和2年度京丹波町水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

ここで一部執行部の皆さんの移動がありますので、暫時休憩とします。再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

《日程第44、議案第41号 京丹波町新庁舎備品購入契約について～日程第46、議案第43 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）の変更について》

○議長（梅原好範君） 日程第44、議案第41号 京丹波町新庁舎備品購入契約についてから、日程第46、議案第43号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）の変更についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 今期定例会の開会以来、議員各位には、熱心にご審議をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日、追加提案をさせていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第41号 京丹波町新庁舎備品購入契約につきましては、新庁舎建設に伴い、執務室や防災会議室及び大会議室等における机や椅子、棚等の室内備品を整備することについて、八木株式会社と9,867万円で契約を締結しようとするものであります。

議案第42号 京丹波町新庁舎建設工事請負契約の変更につきましては、サーバー室電気容量の増量に伴う電気設備及び空調設備の変更、また、大会議室の音響・映像設備、交流ラウンジの造作家具等の追加、並びに列柱廊の仕様変更に伴い、契約金額を4,378万円増額するものであります。

議案第43号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）の変更につきまして

は、列柱廊の仕様変更等に伴う数量変更により、147万8,400円を減額するものであります。

また、本契約は、本体工事工程に合わせて納品を受けているため、新庁舎建設工事の再入札により、工事の開始が2か月遅れたことに伴い、本契約期間を5月31日まで延長するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜り、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それでは、議案第41号 京丹波町新庁舎備品購入契約から、議案第43号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）の変更までにつきまして補足説明を申し上げます。

まず、新庁舎備品購入契約につきましては、主な調達備品といたしまして、1階部分では、防災会議室のテーブル32台64席分、小会議室のテーブル12台24席分、執務室の机16台64席分、交流ラウンジにおきましてはテーブル6台の24席分と、窓辺等のカウンター部分には27席分の椅子の設置を予定しております。2階部分では、大会議室テーブル66台198席分、執務室テーブル18台72席分を予定しております。

議案に添付しております資料といたしましては、各資料の右上に資料番号を記載しておりますとおり、資料1及び資料2を添付しております。資料1といたしましては、1階と2階の平面図で、朱書き部分が今回購入を予定している対象備品となります。資料2につきましては、1ページから9ページにわたる納入場所ごとの参考家具リストであります。メーカー名、個数、定価、金額を記載しております。

また、箇所ごとの備品のイメージ写真入りの参考資料及び入札結果表につきましても添付しておりますので、ご確認ください。

続きまして、議案第42号 京丹波町新庁舎建設工事請負契約の変更につきまして補足説明を申し上げます。

主な変更内容といたしまして、1つに、サーバー室に関するもので、大型の無停電電源装置導入及びセキュリティー強化、また、国の行政デジタル化推進に対応するサーバー機器の増加を見込み、必要電源容量の増加による高圧受電設備、幹線設備、非常用電源設備及び空調設備の増強を図るものであります。2つに、大会議室に設置するプロジェクター等のAV機器の追加。3つに、交流ラウンジの壁面棚やカフェスペースにおけます水道子メーター及

びカウンターを追加。4つには、列柱廊におきましてスロープの位置変更及び屋根の形状を片流れ屋根から切妻屋根に変更するものであります。

添付資料につきましては、資料1は変更概要、資料2につきましては、変更項目ごとに増減理由及び金額等を記載しております。資料3-1、3-2、3-3は、今回変更する箇所を平面図に落としたものでございます。資料4-1は、受電変電設備及び結線図となっており、朱書き部分が今回増量変更する配線部分でございます。資料4-2は、非常用発電機設備で赤字囲み部分が今回変更する出力となっております。燃料はA重油で、容量1,950リットル、設計方針といたしましては24時間稼働となっております。資料4-3は、サーバー室の空調設備に関するもので、サーバー室の電気容量増量に伴い、天井吊型の空調設備を当初より2台増設し、合計8基設置するものです。資料4-4は、大会議室の映像音響設備図です。レーザープロジェクター、DVDデッキ、CDプレイヤー、パワーアンプ、デジタルミキサー等の配線図面等で、朱書きが追加するもの、青色また緑色着色部分が既に契約している施工箇所でございます。黒色部分につきましては、将来的に増設等ができることを想定した設備図でございます。

なお、右上の平面図にありますとおり、プロジェクターにつきましては、当初、固定ステージの床面部分から映写する形のものから、大会議室の後部の天井から固定ステージのスクリーンに向かって映像を送る形としております。資料4-5につきましては、交流ラウンジの造作家具で、本を並べる展示ケース付きの壁面棚、水色部分でありますとか、また、朱色の壁面棚、本貸出しのサービスカウンターやカフェスペースのカウンター等、追加する箇所を示す図面となっております。資料4-6は、列柱廊の変更後の立面図となっております。切妻屋根と列柱廊内にスロープを設置する絵となっております。資料4-7は、変更前の図面でございます。

続きまして、議案第43号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）の変更につきましては、契約金額の減額変更及び契約期間の延長をお願いするものであります。現在、京丹波木材供給共同企業体とは令和3年3月31日までを契約期間として契約を締結しております。

添付資料につきましては、資料1といたしまして、変更概要を記載しております。資料2は、増減理由や数量及び金額について、変更前と変更後を比較した一覧表となっております。資料3-1は列柱廊について、また、資料3-2及び3-3は造作材等につきましては、最終的に変更となる数量に基づき金額を算定した表でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜

りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（梅原好範君） 日程第44、議案第41号 京丹波町新庁舎備品購入契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

村山君。

○5番（村山良夫君） 二、三お聞きをしたいと思います。

まず、入札結果を見てますと、地元業者と170万円ほどの違いでしたけども、できるだけ地元業者の方にさせていただくような方法がなかったのかどうか。地元業者の人はこういう大きな仕事はありませんので、条件的に規模の大きいところと対等で競争すれば、ハンデがあることは事実です。そのハンデを、例えば地元業者の場合は5%とかハンデを認めるというようなことで、地元業者の人も参加していただいて、せっかく京丹波町の将来のシンボルとなる新庁舎ですので、地元業者の人に参加してほしいというように思います。木材もそういうことでした。にもかかわらず、なぜ京都の業者になるのか。ちょっとその辺、地元業者にやってもらう方法はなかったのかどうかということ。

それから、2点目は、打合せコーナーと相談室の違いについてお聞きをしたいと思います。打合せコーナーは主に誰が使うのか。それから、打合せコーナーと相談室の椅子の仕様が違うのはなぜか。

それから、3つ目に、待合ロビー1階の椅子が2種類なのはなぜか。

それから、これは町長にお聞きをしたいと思うんですが、アメリカの前大統領のアメリカンファーストではありませんけども、町政というのはやっぱり町民ファースト、町政は町民のためにあると私は思うんですけども、町長の見解をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町政は町民ファーストであるというふうに私も考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、町内業者の件でございます。こちらにつきましては、入札結果からも、今回、町内業者の参加は1社だけでありました。ご案内のとおり、競争性が働かない可能性があったために、町外業者も含めた入札参加資格要件としたところでございます。

また、町内業者についてアドバンテージをとというようなことでございますが、公平公正な

入札を行う上で、そういった方法は取らなかったところでございます。

次に、打合せコーナーと相談室の椅子等でございます。椅子の内容が違うのではないかと  
いうことではございますが、打合せコーナーにつきましては、職員が主に使うような形となっ  
ております。相談室につきましては、住民の方々が職員と相談等を行うというようなスペー  
スで考えておるところでございます、その用途によりましてそれぞれ内容を吟味しまして  
選定に当たったところでございます。

また、打合せロビーの椅子が2つだというようなご質問かと思えます。スペース的なもの  
もございまして、また、窓口の部分でございますので、あまり数も設置できないというよう  
なことで、レイアウト的なバランスも考えまして、こういった形に設定させていただいたと  
ころでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） まず、1点目の地元業者のことですけど、公平にするということでは  
けども、しかし、先ほども申し上げましたとおり、地元業者の方と大手の京都市内の方とで  
は、極端に言えば出来量の差があると思うんです。そういうことについてアドバンテージな  
りハンデを付けるということは、かえって公平性を保つことになるのではないかと思うん  
です。京丹波町としては、入札が公平であるということになしに、京丹波町の業者の人が入っ  
ていただける。または競争に勝っていただけるハンデを認めてもいいのではないか。それが  
公平ではないかと思うんですが、公平に対する考え方が若干違うように思います。

それから、もう1点、打合せコーナーは職員が主に使う。それから、相談室は職員と町民  
の方が使うということになってます。ここで非常に私は全体の分が町民主体になってるのか。  
それとも職員なり町長級が主体になってるのか分かりませんが、椅子だけを比較してみま  
した。そうすると、打合せコーナーの椅子というのは、多分、4万5,000円と資料では  
なってると思います。相談室は3万8,000円。これは何でなんですか。職員が使う方が  
高価な椅子を使うというのは、もってのほかだと思うんですけど、何でこんなことになっ  
ているのかということをお聞きしたいと思います。

1階の件はスペース云々とおっしゃったので、これはもうこれで結構です。

そこで、町長にお聞きしたいと思うんですが、町民ファーストというようにおっしゃいま  
した。ところが、今申し上げた椅子をサンプルで見ると、町長用の椅子は17万8,  
000円です。職員用の事務の椅子は8万9,000円、それから、相談室で町民の方が使  
用される椅子は3万8,000円なんですよ。これで町民ファーストと言えるんですか。そ

の辺の考え方をもう一度お聞きをしておきたいと思います。町長の椅子は町民の方が使われる椅子の4倍強なんです。また、職員の椅子はその倍なんですよ。こんなことで、本来、町民の人にもうちょっとちゃんとした配慮をせなあかんのと違いますか。これが椅子ですけど、建築物の仕様もそうになっているんじゃないかという懸念があるんですけど、その点は大丈夫ですか。もう一度お聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 打合せコーナーとか、相談室とか、職員が使う町民が使うというよりも、用途によって、秘密保持をするような必要がある場合については相談室というような形になるのかなというふうに思っております。

椅子等につきましては、その機能の中で考えられる椅子を選択がされたものというふうに思っております。椅子の値段が高いから安いからということで町民ファーストになってないという、そういう問題ではないというふうに私は考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 入札の関係でございます。先ほども申したとおり、町内の業者さんに対しましてそういった先を見越して、あらかじめ有利な部分を与えるというようなところもなかなかできません。やはり皆平等に競争性を持たせてという意味からも、この度取らせてもらった通常の入札方式でさせていただいたというところでございます。

また、先ほど打合せコーナーの部分のところで職員のみというようなことで誤解を招いて申し訳なかったんですが、打合せといいましても、小規模な会議でありますとか、また、そのほか相談室等が埋まっているときはそちらのコーナーを使うなり、多目的な使い方を想定しておるところでございます。先ほども町長からもありましたが、用途によって頻度、使用時間等々も考慮しまして、そういった用途に合わせた選定をさせていただいたと、このようなことでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 町長、これは大きく関係してますよ。町民の方が使われる椅子の4倍も高価なものを町長の椅子に使ってるというのは、本当に町民のための町政をやっておられるのかどうか、この3年間の実績もそういうことでないかと疑われますよ。ご承知かと思いますが、出光興産の創業者の出光さんは、自分は3食の御飯だけ食べられたらいいということで非常に質素な生活をされて、従業員にはかなり優遇をされて、今の日本系の石油産業では出光さんはそのまま残ってるわけです。だから、やっぱり上に立つ人が町民をもっと大事

に考えなあかんのと違いますか。職員も、例えば相談室の4万5,000円にしても倍です。町長室だったら4倍です。こんな状態になってたということは、新庁舎の中の造りも事務所のほうが多くて、町民が使われる会議室とかは質素になってるという懸念が十分にあるわけで、町長は、それとこれとは違うとおっしゃるけど、椅子で確実にそうです。町長は町民の人より4倍も高い椅子に座られるんですよ。これが正常だと思われますか。もう一遍お聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） それぞれの家具を選ぶ中で選択がされたものであって、それは町民を低く見てるとかそういうことではないというふうに思います。議場の議員さんの椅子もそれなりの金額はしてるというふうに推察をするところであります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

西山君。

○8番（西山芳明君） 私も1点お伺いをしたいと思います。

今、村山議員から質問がありましたものとほぼ同じような内容になるかと思うんですが、まず、新庁舎の全体の備品の配置について、この備品を選択する基準といいますか、そもそもどういったコンセプトでもって色とか、デザインとか、あるいは値段も含めてですけども、誰がどこで決められたのかということをお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それぞれの備品はどのような基準で選定したのかということですが、事務家具メーカーから各部屋の用途に合わせた提案をもらいまして、設計監理者等のアドバイスも含めまして、それぞれ用途に合った適材適所に選定をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○8番（西山芳明君） この配置というのが適材適所かというふうな判断ができるかどうかという部分も非常に疑問がありますし、色も黒があり、あるいは緑がありというようなそういった色も含めて、やはりそれも適材適所の範疇に入るんでしょうか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 添付させていただいておりますイメージの写真入りの資料には、カラーでいろいろ色が付いてございます。この色につきましては、必ずしもこの色を限定し

ているものではなく、あくまでそこにも書かせていただいておりますとおイメージ図でございます。色につきましては様々ございますので、その部屋、その状況に合った机の色、椅子の色といったものを今後選定してまいりたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時07分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 色につきましては、一定いろいろ選定はしております。標準となる色がございますので、それを基準にやはりその場所で判断していきたいというふうに考えております。基本となるものはございますので、それに基づいて適材適所、マッチングを含めまして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○8番（西山芳明君） その適材適所という基準が何なのか理解ができないので、もう一度そのあたりを、どういうことが適材適所なのかということを説明いただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 色につきましては、適材適所という言葉が当てはまらないかと思いますが、その状況のコントラストでありますとか、色合いでありますとか、そういった標準的なものも基準にしながらマッチングを考えていきたいというふうに思います。その部屋その部屋の適材適所という部分につきましては、先ほども申し上げましたとおり、その部屋部屋の用途に応じて使用回数、頻度も考慮しながら適材適所という表現にさせていただきましたが、そういった形で購入をして設置させていただきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 議案第41号、今上程されております議案につきましては、本定例会の最終日に上程をされましたことにつきまして、私は大きく疑義を持たせていただいております。言うまでもなく、京丹波町新庁舎の建設事業につきましては、本町合併以来、最大の懸案事業でありまして、夢と希望があふれる新たな京丹波町になることが容易に想像ができます。合併以来の閉塞感も一気に開放するかのようなハード事業であり、それだけに町民の皆様のご関心もひとときわ高く、最高の評価を得なければなりません。建設工事もいよいよ10



月の完成、開庁に向けて重要な最終局面を迎え、佳境に入っておると思っております。今日までの木材調達契約、建設工事請負契約、あるいは外構工事請負契約、それぞれの契約案件に関わる議会への提案状況は、事前の内容説明、その上での認識の共有を図り、審議に至る二元代表制の合議体のルールから遺憾に思われることが再三にわたりあったと私は思っております。言葉が適当ではないかもしれませんが、議会軽視とも、議会無視とも感じておるところであります。今回の備品購入契約9,867万円は、1億円にも及ぶ契約金額でありまして、町民の皆様はじめ私たちからは大変高額な買物であります。新庁舎、認定こども園の整備など40億円にもなる大事業を手がける中で、金銭感覚が鈍くなることはあってはなりません。執務室、防災会議室、交流ラウンジ、議場、大会議室、打合せコーナーなど諸会議室のレイアウトに基づきまして、備品の選定調達の基本スタンスの決め方について、どのような方針の下に行われたのか。また、規格や価格の基準を決められたのか。最終決定は誰がいつの時点で決定をされたのか。明確に答えていただきたいと思っております。口に物を挟んだような言い方をしますと、さらに疑義が出ますので、明確に私はこういう形で決めましたと、こういう答えを期待をしております。よろしく申し上げます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、最終日に提案させていただいたところでございますが、新庁舎特別委員会を3月10日にお世話になりまして、そこで担当者も含めまして説明をさせていただきました。そこで議員の方々からいろいろご意見、ご指摘事項も頂いたところでございます。そういった状況の中で、備品の選定に当たりましては、議会で議員さん方が使っていただく部分ももちろんございますので、そういったところを十分に議員さんと議会との調整ができていなかったというところは、真摯に受け止めまして大いに反省しております。そういう状況であります。現時点で入札も仮契約という状況の中で、この図面に基づきまして業者も入札行為に及んでるというところもございまして、その基となる図面のまま提出させていただいたという状況でございます。

また、この選定をどういう経過で行ったかというご質問かと思っております。こちらにつきましては、今、何月何日というのは持ち合わせございませんが、流れといたしましては先ほども申しましたように、事務家具のメーカーのほうで各部屋の用途に合わせた提案をもらいまして、それに基づきまして、当然設計監理者等もいますので、そういった専門的な見地も頂きまして、アドバイスも含めまして選定させていただいて、最終的にこれで行こうという図面を作らせていただきました。担当者レベルではもちろん行きませんので、参事を含め町理事者等も協議をさせていただいて、そういった決裁もある中で今日に至ったという流れです。

雑駁な流れで大変申し訳ございませんが、こういった流れで進めさせていただいて、最終的に入札の行為もさせていただいて、入札は入札でさせていただいたと。

また、先ほどもダブりますけど、議員の方々には特別委員会で説明させていただいたという経過でございます。またそれを受けて3月19日には議会運営委員会もございましたので、そちらのほうでも概要ではございますが提案内容を説明させていただいたといった流れで本日に至ったというプロセスを経て、今回提案させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 今、長澤総務課長がお答えをいただきまして、私は、オカムラというところは、かなりこういう自治体の新庁舎、あるいは大手企業の備品、机、椅子等多く納められた実績があるかと思っておりますので、逆にオカムラにお聞きになって、向こうからどここの庁舎につきましては町長室はこうなってますとか、購入するテーブルはこうなっていると聞いて、こういう形の中で平準化というか基準化されたものが当然あるかと思っております。そういうことをまず聞いて、そこをベースに本町に照らし合わせて、今回、提案をされたのかなというふうに思っております。今の回答については、ちょっと満足できるというところまで行きませんが、恐らくそうであろうということは推測をしておりました。

さらに、新庁舎建設特別委員会のことについて答弁がございましたので、前後しますけれども、去る10日に開催された新庁舎建設特別委員会において、委員会の鈴木委員長から、本日、各委員から質疑があった内容について、仮契約を締結されるまでに一考をしていただきたい旨の発言提案があったことを私は承知をしております。翌11日には開札が行われ、八木株式会社が落札をされたが入札結果表が、今私の手元にもございますが、今回の議案書に添付されております。行政諸業務の遂行は、機能的俊敏に行う必要があります、また、来庁者へのサービスの向上なり、接遇に障壁がなければ現庁舎の備品の再利用など積極的に活用すべきであります。そのことを別の視点から見れば、高評価につながるものと私は思っております。

今回提示の契約内容は、そういう意味からしますと何ら変更がされておられません。議会の権威をないがしろにする行為だと私は思っており、全く遺憾に思っております。このことにつきまして町長の真摯な答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 事前に調整の期間がなかったというのは真摯におわびを申し上げたいというふうに思います。

ただ、非常にタイトなスケジュールの中で、また、交流ラウンジ等の活用方法も含めて、いろいろと流動的な部分がある中でどうしてもタイトになって、そういう形になったというところをご容赦いただきたいと思います。また、特別委員会でご意見も、私も間接的に聞きもしたところでもありますけども、入札が終わった内容でありまして、仮契約になる内容でありますので、議案としてはこれを変更するということはないと思いますので、この状態でご出さしていただいているところでもあります。今後、実際に入れる中では、最大限考慮できる部分があれば考慮はしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、ご納得いただけないかもしれませんが、そのようなことですので、ご理解をいただけたらと思います。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 今回のところは理解をしておきたいというふうに思っております。もう1週間早く、今の町長のそういった姿勢が特別委員会の席において出ておく必要があったかなと思っております。その意につきましては大いに反省をしながら、今後の行政方針の遂行に当たりましては十分なる議会への配慮をしながら、町民の皆様への親切丁寧な説明がないと、なかなかかじ取りは難しいのではないかなということをし添え、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 新庁舎の備品につきましては、基本的に現庁舎で使用している物品を活用する方針だというふうに私は認識をしておりますが、引っ越しのタイムラグが生じることによりまして、使用できない備品を購入するというところでリストを見ているところがあります。そこで、町長室、議長室、執務室、職員用の椅子は、現庁舎での業務終了後、これは移動が可能だというふうに思うんです。両方に1人の者が同時に座るということは物理的にあり得ないことでありますので、業務が終わったらガラガラと押してあそこまで移動してもよいのではないかなと思っております。ですから、先ほどもありましたように、椅子の価格とかいろんなことで問題がありますので、私は、椅子は購入する必要はないのではないかなというふうにも考えてるんですが、まずその見解を聞いておきたいと思います。

それから、また同じ執務室の机と椅子ですが、先ほども休憩中に下に下りて執務室の机と椅子の状況を見たんですけど、現庁舎で使用している物品と比較しまして、かなりこの単価を見てましてもグレードが相当高いと思うんです。現庁舎の執務室の机と椅子と新庁舎の机と椅子のどのぐらい価格差があるのか。その点について2点目にお聞きしたいと思います。

それから、3点目、先ほど村山議員からも質問があって、確かに執務室の職員用の椅子が

相談室の椅子より大体5万円高いと先ほどもあったところです。私も確かにそういう感じがするなと思って見てまして、相談室の椅子はこの購入契約どおりでいいと思うんですが、職員用の椅子についてはやっぱり現行の使っている椅子の単価ぐらいに引き下げる必要があるというふうに思いますが、その件につきまして伺っておきます。

それから、イメージ資料をもらってるんですが、14ページ、相談室（授乳室）の椅子ですが、この椅子にした理由というのはどうなのか。これで使い勝手がよいのかなというのは感じてるんです。その理由について聞いておきます。

それと、33ページ、1階の下足室の傘立てであります。かなり職員の靴置場があるんですが、傘立ては2台なので、収納可能かなと心配してます。傘があふれて差すところがないような状況がいつも見受けられますので、これは増やす必要があるのではないか。どんな算定で2台購入をする計画になっているのか伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、椅子を今の現庁舎のものを使ったらどうかというようなご意見だったと思います。基本的には、先ほど議員がおっしゃったように、使えるものは使っていくというスタンスで考えております。しかしながら、基本的に見えるところといたしますか、住民の方が出入りされる場所とかは、やはり新庁舎のイメージもありますので、新しいものを考えておったところがございますが、職員が使う部分はやはりそういったところで使っていかなければならないというのは一つ考えとしてございました。基本的にはそういったところもございますが、耐久性でありますとか事務効率等も含めまして、やはりそういったところも考慮しながら選定はさせていただいたところがございます。

今後、こういった図面ができてるわけですが、いざ購入するときにそういった状況等も十分考慮して導入については順次行ってまいりたいと考えております。

また、現在の庁舎の椅子と比べてどうかというところがございますが、現在、潰れた場合はもちろん購入しております。大体2万円程度というふうに把握しております。それから比べましたら若干高いかなということもありますが、先ほども申しましたように、耐久性でありますとか、今後長期的に使えるようなものであることも選定の1つとして選ばせていただいたところがございます。椅子の品質等も考慮しながら、今使っている椅子のレベルのことも考えまして、今後検討させていただきたいと思っております。

また、授乳室の椅子でございますが、基本的にはお子さんも使われるということもありまして、クッション性のあるもの、また、長時間座っていても疲れないものでありますとか、

もたれがあるものでありますとか、そういう負担軽減を図るためにこういった形の椅子を選択させていただきました。

また、傘立てにつきましては、イメージ図の2ページでございます。例えば風除室でありましたら、18本立てられるものとなっております。ご案内のとおり、今も昇降口のところに傘が立ってるわけですが、あふれたような状況になってるときもございしますので、それは職員数に合わせましてまた検討したいと思いますが、その状況も把握した上で設置させていただいてるところでございます。ポーチ室につきましても傘立てがございまして、54本の傘立てが2つ、108本立てられるということでございます。こちらは一般の分になりますが、職員につきましては、そういった風除室の部分で、また、33ページの下足室につきましても2つ用意はさせていただいてるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 物品を購入するのは、引っ越しのタイムラグで購入しないとあかんものを買うということなので、引っ越しのスケジュールについて伺っておきたいと思いません。スケジュールでタイムラグが出て椅子は買わんとあかんということだったら買ったらいと思うんですけど、タイムラグが出るかどうか、引っ越しのスケジュールについて伺っておきます。

そこで、グレードが高い職員の椅子ということで、町民から見えるところで新しいところになったから、さらにいいのにしないとあかんという、それだけで机と椅子のグレードを上げる必要が本当にあるのか。誰もそんなところ見ておられないと思うんです。仕事の内容については、気張ってやってるかどうかよく見ておられますけど、椅子は見ておられないのでね。何にそんなことを気にされるんかなということで、もう一回、グレードを上げる必要性をお聞きします。

先ほど質問をしたんですけど、答弁漏れでした。今の使ってる椅子と机と今度買う机と椅子の価格差がかなりあると思うんですよ。これが幾らかというのをはっきり言っといてください。

それで、授乳室の椅子の関係ですけど、クッション性があるのがいいのなら、私はソファのほうがいいのではないかなというふうに思うんですが、この辺は検討の余地があるのではないかと思います。この辺についても再度見解を伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 椅子につきましては、やはり職員が使う部分につきましては、機能性といったものが重要視される部分が多いにあるということでございます。そういったところにつきましては、先ほど来言ってますように、適材適所、用途に合わせて選定をさせていただいてるところでございます。

現在の使用しております机、椅子との価格差でございますが、先ほど申し上げましたように、現在購入するのであれば大体2万円ぐらいの価格で購入しておるというように記憶しております。現在は椅子を買うとしたら2万円ぐらいで購入させていただいておりますので、それぞれ額は違いますがそのものとの差が出てくるということでございます。

それと、授乳室でございますが、先ほども申しましたように、あまりクッション性のよいものでありましたら、やはり負担が逆にかかってくる部分もございますので、ある程度ソフトなものである程度また疲れのないものということで、こういった形の椅子を用意させていただいたということをご理解いただきたいと思います。

それと、引っ越しでございますが、現在、10月中にということに思っています。今回、祝日がなくなりましたので、三連休という土日月というような状況ではございませんので、土日を主に考えております。しかしながら、先ほど来、議員もおっしゃったように、現庁舎で使っていないものにつきましては、事前に持っていったりということも可能だと思います。早く運んでいけるものは行く。そして、一気に土日にかけて引っ越しをする。また、引っ越しをしてからでも、向こうですぐに使わなくてもいいものもあると思いますので、そういったものにつきましては順次日を追って移動していくというような流れのイメージを考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 引っ越しのスケジュールについては、10月中にということなので、土日しかないということでしたが、10月中には三連休が1回あるんですけど、そこは想定をされてないのか。土日ということになったら2日間あるわけなので、タイムラグが生じない物品はかなりあるんです。ですから、それはやっぱり活用をしていくべきだというふうに思います。

それで、職員用の椅子ですけど、机は価格差の答弁をしてもらってませんが、これも言うて下さいね。椅子は2万円ぐらいということなので、今回買うのが8万8,000円ぐらいでしたか。入札率がありますので、大体半分ぐらいかなと思うんですけど、大体倍です。ですから、何で機能性のよい椅子が必要なのかというのが私は分からないんですよ。今の椅

子は機能性がないんだということになるんですが、それで仕事ができているのかと言ったら、十分できてるでしょ。ですから、何で機能性を職員の椅子に追及するのか。私、訳分からな  
いんですけど、その辺もうちょっと分かりやすく答弁してもらえませんか。

以上です。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 職員の椅子、机につきましても機能性ということでは言わせてもら  
いました。設計段階ではそういったところで今考えておるところでございます。おっしゃる  
とおり、そのあたりも今後また十分検討をして配慮させていただきたいと思っております。

10月の連休でございますが、スポーツの日というのが10月11日にあったかと思うん  
です。これがオリンピックの関係で8月に移動しましたので、これがなくなりまして土日にな  
るということでございます。この三連休を見込んでおったわけでございますが、移動しま  
したのでそういった状況でございます。

それと、椅子でございますが、今おっしゃったように、入札率というのが大体60%ぐら  
いです。だから、このイメージ図に記載させていただいております金額の6掛けぐらいにな  
って、平均的に通常5万8,000円ぐらいで購入することになると思います。それから比  
べますとやはり倍以上の額になってるところもございまして、そこも先ほど申しまし  
たように、今後検討させていただきたいと思っております。

あと、今現在使ってる机の額との比較については、タイプが全然違う近代的なモデルにな  
っておりますので、比較はできないわけではございますが、先ほど椅子の部分でも答えさせて  
もらっておりますが、最近机を購入した記憶がございませんので、幾らかというのは分から  
ないわけではございますが、椅子から想定させていただいても開きがあるというふうに考えて  
おります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

野口君。

○2番（野口正利君） ちょっと1点お伺いをいたします。

入札方式で条件付一般競争入札となっているんですけども、この条件付という条件とはどう  
いったことだったのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、業者に提示する上で、先ほど来お手元にお配りしておりま  
すイメージ図を参考にさせてもらってます。そのほかに家具リストについても提示させてい

ただいております、その中で同一メーカー指定というのがありまして、丸印が付いてるところがあると思うんです。この家具リストの右から3列目でございます。こういった家具、什器等は同じような用途でこれ以外のものでもよいかというような届けを出してもらって、そこで検討させてもらって、同等品であれば、このリストになくとも納品物として選定してもらえるとというようなところなり、また、それが営業品目ということもありまして、資格者名簿の営業品目に家具でありますとか事務机・椅子等、またこれに準ずるものがあることなどそういった条件を付して入札をしておるところでございます。そういった部分が条件付一般競争入札という表記になっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 2点質問をします。

1点目が、先ほどの西山議員が、聞いたことにあまり答えてくれないなみたいな顔をしてたので、続いて質問させてもらいたいと思うんですけど、備品を配置するコンセプトです。これはどんなものがあつたかというので適材適所、これが答えだとしたらもうこれで結構です。ただ、例えば1億円も使う備品なので、町長室はこんな感じにしたいとか、あと、議場はこんな感じにしたい、正副議長室はこうしたいとか、相談室はこんな感じにしたい、職員の椅子はこれがいいというふうに、何か新庁舎を造るに当たってのコンセプトがあつたらお聞きしたいと思います。別にネガティブなことではなくて、先ほどから出てる金額的な部分でもそのコンセプトが分かつたら、それだつたらもうしょうがない、高くてもそれがいいのではないかというふうに思えますし、そうしなければならぬというものがあつたらそれで納得したいと思うので、もしあつたらお願いします。なかつたら結構です。

2点目です。

先ほど町長から、3月10日の新庁舎建設特別委員会でいろんな意見が出たが、仮契約をしてしまつてるから元の図面で提出をしたということで、その後に、調整というか変えられるところは変えていくということだったんですけど、新庁舎建設特別委員会から2週間ぐらいたつてるんですけど、具体的にこういうふうに変えたいというのがあつたらお願いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 前半のコンセプトという部分ですけども、明確なコンセプトと申しますか、要するに新しい庁舎として、その庁舎にふさわしい家具をその執務室の大きさや執務日数、執務の頻度や機能性、そういったものを踏まえて、コンセプトがあるからこの家具から選んでくれというのを全部こっちからリストを出したわけではないと思います。実際には



専門業者がいろんな庁舎とか企業とかの執務室とかをやられてるところの提案があって、大きく外れないものを選択していったということだというふうに思います。また、机も、こういう木の机もありますけども、職員の机等については、今、OA化が進んでますので、そういうことにも対応する机にしていく必要があります。OAになってきますと従来のこういう椅子と違って、首に負担がかかりますので、その辺も考慮した椅子が必要になってくるのではないかなというふうに考えるところでありまして、その辺のことが全体に提案される中で選択をしていったと私は認識をしておるところでございます。

もう1点のどの範囲でということですけども、これはもちろんこの内容で入札が終わりますので、この内容で出させてもらいました。しかしながら、今の計画でやってますので、実際に入れるときには数の変更もあると思いますし、いろんな変更が出てくるのではないかと思います。その中で変更契約になるのか、その範囲内で変更できるのかという部分もありますけども、ご意見を頂戴しながら検討をしていきたいという思いで申し上げたところでございます。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） また2点お願いします。

先ほどの1回目の質問を2つ合わせて考えるんですけど、基本的にはコンセプトというのが、例えば町長室をこういうふうにしたいとか、あと、議会にも相談がなかったので、こういう執務室を造りたいとか、こういう委員会室にしたいとか、できたらそういうのが反映されたような、また、今すごく少ない、町民が来たときの相談スペースをこういうふうにしようとか、せっかく新庁舎を造るので、こちらからの思いというのが反映されたような新庁舎であってほしいなと思ったんですけど、今の答弁を聞いてると、結構、大きさや機能性とかなので、どこの庁舎でもそういう点があるという一般的な提案だったなと、ちょっと残念です。

ただ、ちょっと気になったのが、先ほどのこれから中身を少しこの議会の意見を反映させて変えるかもしれないということの中で、無理やり変えていこうと思うとすごく変になってしまう場合もあるかなと思います。洋室に和の椅子を置いたりとか、また逆もあったりとか、あと、本来、新しくしたほうがいい備品のところを古いのを使ったりとか、そういうことがないようにしてほしいなと思うので、答弁をお願いします。

もう1つは、新庁舎建設特別委員会が開かれた後だから、開札があって、仮契約がその後控えててということ駄目だったんですけど、なぜ調整できる段階で議会に対して提案しなかったんだろうか。これだけいっぱいいろんなことを言われるので、そこはすごく不思議で

す。先ほど隅山議員からあったように、この庁舎で2つ議案が否決されてます。どちらも説明不足という言葉を使ってるんですけど、以前ほかの議員から説明不足ではない、説明を受けた上で、理解した上で反対したんだという意見もありました。今回も多分説明不足ではないと思いますよ。僕らが質問して答えても納得いかないから反対する人は反対するということで、結果、否決になるのではないかなと思うので、なぜこういうことになるんだろうと思います。スケジュールのせいにしてしまうと、これからも絶対にこういうふうになっていくぞということを言ってるようなものなんですが、その辺の議会に対しての姿勢というのをどのように考えているのかお願いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 家具のコンセプトの関係につきましては、家具だけのコンセプトではなしに、これは設計のところからいろんなコンセプトが入ってると思いますので、それに合うような家具という形で、町民との相談コーナーとかそういったものについても、当然、設計の段階から反映されてるというふうに考えるところであります。

また、調整の問題ですけども、先ほども隅山議員のご質問の中で、スケジュールのせいにしたらどうしようもないという話でありましたけども、実際にはスケジュール的な問題というのが一番大きな理由だというふうに考えております。軽視するとかそういったものではありませんので、説明不足と言えば説明不足かもしれませんが、説明するスケジュールがなかったということでありまして、改めて特別委員会で説明はさせていただいた。それで納得いただけないということであれば、そういうことになるのかとは思いますが、私としてはそういうことで説明はさせていただいたというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 北尾君。

○9番（北尾 潤君） 非常に残念なんですけど、僕のこの質問で終わりでもないので、多分、たくさんまた質問があると思うんですが、物すごく多くの指摘というのは、反映させようと思ったら結構いろんなものに対して手を入れていかなければいけないなと思うんですが、そんなことが本当に可能なのかということ。

あと、もう一度お聞きしたいんですけど、スケジュールは、多分、備品を買わないところから始まったのではなくて、ほぼこういうものをそろえることは決まっていたので、スケジュールのせいにはしてほしくないなというふうに思います。もし可能性があるとしたら、例えばここに関わる職員体制とか、この1人が本当にいっぱい仕事を抱えてて、なかなかスケジュール管理ができなかったとかそういうことだとしたら、多分その人の問題ではないし、スケジュールの問題ではなくて、そういう人員配置をした町執行部の問題なのかな

というふうに思います。スケジュールが混んできそうだとしたら、もっと早くから議会に対して、もしくはほかの部分も多分そうだと思うんですけど、取り組まなければいけないというふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。お願いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議会と調整する中で、先ほど議員がおっしゃったような細かい部分まで、例えば椅子の1個までそれぞれを調整をして合意をするというのは、これはなかなか難しい作業だし、時間がかかる作業というふうに考えてます。ある程度のコンセプトで一定のものについて選定を任せていただくような方法でしか実際には難しいのではないかとこのように考えてます。そういう中で、スケジュールということでも、確かに担当者1名で非常に多忙な中であります。家具が必要になるのは建設が決まったときから分かってるんじゃないかと言われてた分かってますけども、実際にはいろんなことが決まるとこないと詳細が詰められないというようなこともあるんだと思ってます。実際には、そういう体制の問題というのものもあるのかもしれませんが、精いっぱいやる中でこういう形になったということでご理解をいただけたらというふうに思います。ご理解をいただけないと思いますが、そういうことであります。

○議長（梅原好範君） 鈴木君。

○7番（鈴木利明君） 特別委員会のお話が出ておりましたので、ちょっと申し上げます。

ご案内のとおり、3月10日に全議員の皆さんに出席をいただいて、第23回の新庁舎建設特別委員会を開催いたしました。ついては本案ですが、議案第41号を討論いたしました。様々な意見がありました。アンバランスなところ、整合性を欠くところの指摘もございました。ついては、私、委員長として、本案を基本に別途協議しながら、執行部の皆さんに対応いただくことで協議のまとめを行いました。その張本人は私でございます。同時に、そのことにしたのは、翌3月11日に入札の開札を控えていることも併せて知りました。

そこで申し上げたいのは、入札に入っていて、そういう状況の中で、政策形成の段階で議員の意見の入る余地は私はないと思ってるんです。その前にご相談いただきたい。でないとい入らないということ。せめて議会の事務局周辺や議場周辺などについては、議会事務局に事前の相談はあってもよかったなと思っております。懸念しておりましたとおり、今日まで何の対応もありません。今日に至っております。何の協議だったのかという反省も、私、強烈にしておりまして、甚だ残念でございます。私は、一日も早い新庁舎の完成を願う一人でございます。そういう意味でまさに断腸の思いでありますけれども、私の今の心境を申し上げて、併せて第23回の新庁舎建設特別委員会の経緯を申し上げた次第でございます。答弁は

要りませんので、私の思いを聞いていただいたらそれで結構でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 自分の思いを言う場ではないので、質疑の場なので、そういう指摘はなかったですけども、私から言っておきます。

○議長（梅原好範君） 山田議員、質疑をしてください。

○12番（山田 均君） 今回の入札に指名競争入札で2社でございましたけども、これはどういう入札の仕方をされたのか。指名入札なのか。ネットなどを通じて一般的に公募して入札者が2名だったということなのか。1点伺っておきたいと思います。

それから、現在の庁舎のいろんな机とか椅子というものを使用できるものは使用することだと思っておりますけども、しかし、併せて、基準を決めておくべきだと思っております。耐用年数の問題もあるかもしれませんが、5年とか10年以内のものは再利用するとか何か基準がなければ、あるものを使ったらいいんだということになりかねないので、その辺はどうなのか伺っておきたいと思います。

それから、今回の備品購入で大会議室の関係でお尋ねしておきたいんですが、頂いてる図面を見ると183の席になっております。これが隣にある収納スペースに全部入らないという説明を受けたんですが、本来なら、新しく造る会議室にあるものは全て収納スペースに入るとするのが本来あるべき姿だと思っておりますけども、そうであれば、その会議室を少し狭くしてでも収納スペースをしっかりと確保するというのは私は基本だと思っております。そうでなければ、入らないものは会議室の横のほうに置いておくということが現実に起こることになれば、これは設計がどうであったのかというように思うんですけども、その辺について伺っておきたい。

それから、特別委員会の中でもいろいろ出ましたが、今回頂いた平面図の中に副町長室なり、議員の準備室なり、議長室の応接セット、これは既存のものを使うんだという説明だったんですが、どういう基準で今あるものを使うという考え方なのか。その点お尋ねしておきたいと思います。

それから、1億円に近い備品購入なので、どういう形で入札業者を指名したか分かりませんが、直接、コクヨとかオカムラというメーカーを入札に参加していただくという考え方はなかったのか。そうすれば、もっと入札の金額も低く抑えられるのではないかと思っておりますけども、その辺についての考え方を併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、入札の方法でございますが、誰でも参加できます一般競争入札でございます。

備品をどういう基準で今あるものを使うということにしたのかでございますが、まず、程度がよいということでございます。程度というのは、まだ新しく十分機能もあって使い勝手もよいというようなことでございますが、そういったものを基準にしました。また、数量とかスペース的なものもありまして、そういったものも合致するといったところで今ある既存のものを使うという計画をさせていただいたということでございます。

それと、大会議室や防災会議室の机の収納スペースでございますが、1つは、大会議室でありましたら収納スペースがございます。全部が入り切らないというような説明も特別委員会でさせていただいたところでございますが、基本的には会議を行う部屋ということで設定しておりますので、常に並べた状態で利用するという形を考えております。しかしながら、特別な場合には収納することも考えられますが、そういったときには収納スペースに納めて、あふれるものにつきましては、その周辺の会議室等や端のほうの部分に移動して納めておくというような使い方を想定しております。

それと、メーカーについて、オカムラとかコクヨの入札に参加ということでございますが、先ほども申しましたように、一般競争入札でさせていただきましたので、今回参加がなかったというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 今、大会議室の収納スペースのことがありました。中央公民館に代わる利用というように私は理解をしていたんですが、今、中央公民館の場合には、通常は机は必要に応じて並べておるわけですけども、当然、多目的に使うということであれば、机・椅子を収納して使うということが当然あると思います。中央公民館の場合は耐震性も何も調査していないわけですから、本来そういうところを町民が使うということは、極力避けなければならないということになると思うんです。そうすると、この大会議室を使うということになれば、今言われましたように机・椅子も当然収納スペースに入れるということになると思うんです。その辺の考え方が非常に不十分だと思うんですけども、改めて伺っておきたいと思います。

備品購入で公費を使うわけですから、できるだけ低く抑えようとするれば、当然、コクヨなりオカムラにも働きかけて入札に参加していただくということも大事だと思うんですけども、

全くそういう考えはなかったということなのかどうか。

それから、先ほど副町長室なり、議員控室なり、正副議長室の応接セットについては既存のものを使うというように説明を受けたんですけども、どういう理由でそうしたのか伺っておきたいと思います。先頭に立つべき町長の部屋も既存のものを使うということであれば、ほかにも使おうかとなると思うんです。その辺の姿勢も、しっかりトップに立つ人が示して、そういうことであればみんな納得できるなどなるんですけど、これを見ておきますと、町長室は全部変えて、副町長室や議長室、議員控室は古いものを使ってくださいと、そういうレベルの考え方ではなしに、やっぱりもう少ししっかりした方針を持って私はやるべきだと思うんですけども、あえてその点についての見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 収納スペースにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。そういった計画を持っております。

また、入札参加につきまして、オカムラとかコクヨでございますが、こちらはメーカーでございます。入札参加には限定はしておりませんが、最終的に代理店が入札されたということでございます。基本的には販売は一般的に代理店経由で納入されるということになります。

既存のものとの新品のものとの配置の基準ということと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、十分使う機能があつて、程度がよくて、その場所、スペース、また、数量等合致するところを考慮して入れさせてもらいました。

しかしながら、先ほども度々申し上げましたとおり、いろんな細部にわたって、特に議会の関係する部分につきましては、十分その辺の調整ができていなかったというふうに深く反省しております。今後、そういったところもご意見も伺ったということで申し上げましたし、十分協議しながら、選定に当たっては今後進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 先ほど来、入札に付して仮契約もしているという段階なんですけども、今、議案を議決するかどうかという提案をされてるんですけども、その時点で契約変更もあるかもしれんとか、必要なら見直しをせんなんという、そういう議案を提案すること自体が非常に責任ある立場としてはいかがなものか。本来ならきちっと調整したものを入札に

付して、そして議会に提案ということと思うんですけども、仮契約をして、そして、議会に提案したらいろいろ出た意見で見直しや再検討する。追加もするかもしれん。そういう議案そのものが不備だと言わざるを得ないと思うんですけども、見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ですので、この議案のとおりに可決をいただきたく提案をしておるわけでありまして、ただ、なお、いろんなご意見をいただいたので、それについては可能な限りは考慮させてもらいたいというふうに考えておりますが、大本はこの議案をご承認いただきたいということで提出をさせていただいてるところでございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、議案第41号 京丹波町新庁舎備品購入契約に関する議案に対しまして、反対の立場で討論をいたしたいと思っております。

その反対のことは次の指摘事項です。

まず1番目は、なぜ地元業者への配慮が全くなかったのかということ。

2つ目は、町のシンボルとうたっている新庁舎が町民の皆様があつての京丹波町であるにもかかわらず、新庁舎で使用される椅子について検証してみましたら、町長の椅子が一番高価で、続いて職員の椅子であります。町長は、先ほど私が町民ファーストというように考えられますかと言ったら、そう考えるとおっしゃったにもかかわらずこういう状態です。これは定価ですけど、資料を頂いてのを見ますと、町長の椅子は町民の方の椅子の4倍の価格です。職員の椅子の価格は2倍です。これで本当に町民ファーストの考え方であるか非常に疑問に思います。この点が1点です。

特に申し上げておきたいのは、今回の新庁舎は町民のためのものか。それとも香山設計事務所の実績のためか。非常に理解に苦しみます。この点を指摘します。

3つ目は、先ほどから出てますように、現在の備品をどうするかということですけど、資料を見ます限り、副町長室と正副議長室以外は使用中の椅子・机の使用はされていないように思います。これからそういうものもやってみますということなんですけど、契約を審議するときに、この中で使える分がこれだけあるから実際の契約はこうだけでも、現実はこちらだけ

の金額になるという提示がないという状態で議案を出されるというのはどんな考え方なのか、非常に疑問に思います。また、今回の新庁舎は、頂いてます資料によりますと、もう既に3億2千万円オーバーをしております。これから工事が進むにつれて整理をしていく中でオーバーをすることも十分に考えられます。そんな中で、現在使用中の椅子・机を利用しないというような状態で入札をされるということ自体が、町長が何を考えておられるのか、非常に疑問に思います。

以上の点を指摘して私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○12番（山田 均君） ただいま提案されています議案第41号 京丹波町新庁舎備品購入契約について、反対の立場から討論を行います。

提案内容は、新庁舎に必要な備品購入を行うものですが、契約の内容は机・椅子・棚等の室内備品を整備するものとなっています。今回の新庁舎の使用する備品購入で、現在使用されている机・椅子などを使用する箇所が配布された配置図等で確認すると、副町長室、正副議長室の一部、議員控室で現在使用しているものを利用することになってはいますが、その基準は何か明確にすべきです。購入して10年以内のものは再利用するなどの基準をはっきり示すべきです。また、議会関係は、議会とも協議をして購入すべきです。

今回の備品購入は、入札に付してから議会の特別委員会に説明するなどあまりにも一方的な手法で進められており、行政と議会は車の両輪と言われるように、必要な事項については事前の協議も行うべきです。今回の備品購入については、当然、議長や議会役員との協議の場を設けて進めていくべきです。

新庁舎建設事業は50年に1回あるかないかの大事業。町民の共有財産、町民のよりどころと言いながら、町執行部が一方的に進めて、議会は議決をすればよいという考えとしか思えません。町民の代表機関である議会としっかり向き合い、協議や意見交換をすべきです。

新庁舎建設事業の契約がこれまで2回否決され、再提出された同じ議案を議会では採決をしてきましたが、議会への説明は、入札に付して仮契約をしてから説明する手法を繰り返しています。しかも、否決されたのは説明不足と言うだけで、改善の姿勢は全くありません。これは議会軽視であり、町民目線から大きく逸脱しています。町長は設計者のほうばかり向



いているのですか。新庁舎建設特別委員会にも自ら出席して、住民代表である議員の声に真摯に耳を傾けるべきです。

この点を指摘し、町長の政治姿勢を厳しく指摘して反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

北尾君。

○9番（北尾 潤君） 議案第41号 京丹波町新庁舎備品購入契約について、反対の立場から討論いたします。

本議案は、新庁舎建設に伴い、机や椅子、棚などの室内部品を整備する1億円近くの備品購入契約です。本町では最大級の備品購入契約です。

しかし、議会に説明しようとして、議会からの要望で新庁舎特別委員会を開催しても、議案に全く反映されないタイミングであり、具体的には言えないが、後で変更を聞いてあげるかもしれないから、この不備がある議案を通してほしいという姿勢で、新庁舎特別委員会の意見が1つも反映されていない議案を提案してきました。説明のタイミングも本当に議会に説明したい、理解を求めたいと思えば幾らでも時間がつくれた。もしくは、こちらからそう分かるような行動くらいあったはずです。議会軽視が如実に表れた議案提出であり、町の議会に対する思いがよく分かる議案提出です。二元代表制をしっかりと堅持していくために、看過することができません。

今まで新庁舎建設の議案で2つ否決されたときに、町民のある方たちから、議会が否決したからということでご意見がありました。ただ、否決した議会に責任があるのではなく、このような議案を上程した行政の責任です。しっかりした二元代表制と夢のある新庁舎建設を期待し、反対討論とします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。

議案第41号 京丹波町新庁舎備品購入契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（少数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手少数であります。

よって、議案第41号は否決されました。

日程第45、議案第42号 京丹波町新庁舎建設工事請負契約の変更についてを議題とし

ます。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 何点かお尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回提案になっております契約変更の内訳を見ますと、4項目について変更内容が示されております。特に1点目については、サーバー室の電気容量の変更に伴う電気、空調の追加となっておりますけども、実際、変更前の1,464万円というのが変更後は3,074万3,000円ということで、1,610万3,000円増になっております。本来、もともとの契約の倍以上の変更追加というのはあり得ないと思うんです。もう一遍やり直すべき中身ではないかと思うんです。当然、いろんな説明も受けたわけでございますけども、設計者は、阪神淡路大震災とか東日本大震災というのを踏まえて、防災を含めてそういうものの対応が非常に求められておるわけで、当然、そういう立場で設計をしなければならないと思います。専門家が設計しておるわけですし、1億円以上の設計料も払うわけでありまして。どういうことでこんなことが起こるのか。設計者がきちんとそこを、この庁舎についての考え方、電気容量、こういうものについても、当然いろんな事例を踏まえて設計をしておると思うんですけども、こういうことが起こることについてどうなのか伺っておきたいというのが1点でございます。

2つ目には、今回、大会議室に追加でプロジェクターを設置するというところでございます。令和元年7月25日に提出していただいた資料では、基本設計から実施設計に変更する段階で、議場や委員会室にプロジェクターの設置が予定されておりましたが、利用頻度が限られ、備品での対応も可能のために取りやめたとしております。今回、大会議室でプロジェクターを設置するというところでございますけど、利用頻度というのはどれぐらい見込んでおられるのか伺っておきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 1つ目のご質問でございます。

サーバー室についてでございますが、現在、デジタル化なり、また、行政のデジタル化の推進ということで国のほうもデジタル庁の創設という動きのある中でもあります。また、国からのセキュリティー関係の強化がさらに求められることが予測される状況になってまいりました。来年度には、和知支所や本庁にありますサーバー機器の更新が予定されておりました。無停電電源装置も含めたシステム構築について情報推進室とも協議する中で、将来を見

込んで必要な容量を増やす必要があると判断して、今回、追加をお願いするものでございます。

また、来年度、サーバー更新に伴う新庁舎への設置等々に伴いまして、受電設備でありますとか非常用電源設備、また、それに伴いまして空調設備の増強をそのときまでに行う必要があります。今回、建設工事に追加するほうがコストでありますとか品質管理の面、工程管理におきましても適正と判断したことによりまして追加をお願いするものでございます。

しかし、システムにつきましては日進月歩、日々変化する中で、現状の状況になるまでそういった予測ができず、見込みが甘かったと言えればそれまででございますが、そういった状況もございまして、今回、この時期にお世話になったという状況でございます。

また、大会議室のプロジェクターの使用頻度でございます。

状況によりまして、月に何回とか年に何回ということは申し上げられませんが、やはり今の中央公民館でありますとか、この議場でありますとか、そういったところなり、また、和知ふれあいセンターでありますとか、山村開発センターみずほ等の使用頻度から見ますと、かなりこういったところも使われる可能性が十分考えられます。その都度、内容にもよりますが、プロジェクターも使用されない場合もありますし、使用されることもあるかと思いますが、そういったところに対応できるように、今回、プロジェクターを設置し、スムーズな会議の運営が図れるよう貢献してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） サーバー室等の関係で将来を見込んでおるんだということでございますけども、実際、当初の契約の倍以上の追加をするということが、本当にこの契約の中身としてどうなのかということを私は非常に疑問に思うんです。そういう点では、設計者はどういう方か分かりませんが、本当にそういういろんな全国の事例から庁舎という、いわゆる防災拠点と言ってるわけでありまして、当然そういうことも踏まえた設計をすべきで、してあって当たり前だと思うんですけども、その辺についてはあまりにもお粗末ではないか。設計者の責任というのはないのかどうか伺っておきます。

プロジェクターの関係なんですけども、現在、中央公民館で移動式のプロジェクターを使ってどれぐらい場所を使っておるかということも考えても、ほとんどよっぽどのことがなければいけないわけなので、今回、庁舎の中に大会議室を設けるということになりますと、当然、使用料の問題も出てきます。一定の使用料が高ければ、なかなか使用できないということになりますので、結局は公的な会議で使うというぐらいになると思うんです。もともと議場も

多目的でいろいろなものに使うために椅子・机も移動式にということになっておるわけですので、それぐらいの範囲の大きさのところで使うというのは、一番私はプロジェクターとしては理想ではなかったかと思うんですけども、あえて金額を抑えるために取りやめをしたのを、また改めて大会議室で設置するというその辺の根拠が本当にどうなのか。それならもう移動式で設置しておいて使用するということも1つの方法だと思うんですけども、そういう移動式のプロジェクターでやるというような考えはなかったのかどうか伺っておきたいと思います。

それから、契約変更は今回で2回目なんです。1回目が4,580万8,400円と、2回目が今回の4,378万円ということで、8,958万8,400円ということで、およそ9,000万円を契約変更で追加をしておるわけでございます。結局は、当初の十分な計画やチェックがなかった、不十分だったということなのかどうか併せて伺っておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） プロジェクターでございますが、近年、スクリーンを立てて、そこから映写機で映すというようなパワーポイントなどを使用する頻度が高くなってきているという状況でもございます。会議を行う場合には、使用する頻度が高いということもありまして、そういったところを見込んで今回このプロジェクターを設置するというところでございますし、大会議室でございますので、部屋が大きいということもございまして、やはりそれなりのプロジェクターが必要になってくるという状況でもございます。そういったところに対応してしっかりとした映像を映して会議がスムーズに進行するよという思いから、今回こういった形にさせていただきたいと考えました。使用するの公的な会議ということでございますので、やはりそういった会議に対応できるようにさせていただきたいというふうに思います。

あと、金額でございますが、先ほど来申し上げましたとおり、なかなか予測ができない、見込みが甘い部分があったというふうに申し上げました。そういったところもあり、プロジェクターにつきましては先ほど申し上げました理由等もございまして、最小限必要なものにつままして経費を最小限に抑えるべく取組をしつつ、必要なものを設置させていただきたいということで、今回増額にはなりますが、お願いをするものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） 結局、そういうものを設置すると、メンテナンスが非常に大事にな

ってくるんですけども、これはどういう形でされるのか。こういう機器類というのは、日進月歩でどんどん変わっていきますし、当然固定式ですので、更新しようとするれば相当その費用もかかるというふうに思うんです。移動式であれば、また更新をしてできるということになるんですけども、取り付けておけば工事もなかなか大変だと思うんですけども、メンテナンスの面ではどういう考え方なのか。専門業者に任せるといったことなのか。いや、職員がちゃんとメンテナンスはやるということなのか併せて伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 年間を通じてこういったもののメンテということにはならないと思います。常に大事に職員が使う中で、年数を重ねると故障する場合がございますので、そのときには専門業者に見ていただいて、修理も必要なときもあるかと思いますが、そういったところで機具の扱いをしていきたいというふうに思います。基本的には常に年間の委託をしていくというような計画では今のところはございません。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 今の山田議員の質問の続きですけど、見込みが甘かったと課長がおっしゃってまして、職員であればそれで通用すると思うんです。ところが、設計業者は素人ではありませんから、設計が甘かったというようなことは設計ミスなんです。施工監理も入れてだと思えますけど、1億円近い設計料を払ってるわけです。こんないいかげんなことをしたり、それでいいんですか。香山設計事務所とは力関係があって何も言えない状態なんです。その点はっきり香山設計事務所に責任を問う気がないのか。町長にお聞きをしたいと思えます。

なぜこんなことを言うかという、この前こども園を見せていただきました。そのときは施工業者のほかに設計業者と内藤建築事務所が施工監理もしてまして、初めは3人でしたけど、帰られるときまでには代表者を含めて5人お見えになってました。そして、設計業者なり監理業者として施工業者以外の説明もしていただきました。これが本来なんですけど、香山さんは1回も来てませんね。どういうことなんです。その割に何か仕事してもらって何も言えない設計事務所との関係なのか。町長いかがですか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） サーバー室の関係でありますけども、これについては設計事務所でも一定見積りをしていたと思えますけども、町のほうでもこれだけの電気容量が必要だというリストを作って全部渡して、それで設計したというのであれば、設計ミスということにもな

るかもしれませんが、最終的にはそれもなかなか確定しませんでしたので、規模や人数によってキュービクルの大きさを考えたものだというふうに思います。実際に積み上げていく中で、無停電装置も含めて、UPS装置も含めて積算をする中でかなりの電気容量が要りますし、今後、さらにDXの関係で新たな機器も導入される可能性もあるというようなことから、余裕を持った電気容量が必要であるということで、改めて設計をして変更をしたところだというふうに考えておるところであります。特にそういったことでもありますので、設計事務所としては、別に対等の関係であると考えておるところでございます。

また、いろんな仕事をしている中で、香山事務所の担当もたまたま来れなかったというようなこともあるかと思えますし、別に適正に仕事はしてもらってる。たまたま不在であったときもあるかというふうに思いますが、ご理解をいただきたいと思えます。私が見学したときは立ち会って説明をしてくれておりました。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 責任を問われる気はないということですね。

しかし、これは、本当におかしいですよ。これぐらいの計算は設計事務所ですらちゃんと専門の人がおられるんだからできるはずですよ。にもかかわらずこういうことになってます。ただ、フォローして申し上げておきますと、やっぱりコロナの問題がありまして、コロナの件から町長も方針を変えられたようですけど、国もデジタル化をしてやっていくということです。町長もそのようにこの前言われてました。そういうことから考えると、やっぱり2年前の設計では、電力量とかセキュリティの問題というのは不備になってくると思います。だから、こういうことをするのは分かるんですけど、やっぱり設計事務所の人にもう少し責任を持ってほしいと思います。町長は説明を聞かれたか知りませんが、町民の方に対する説明会にも設計事務所はお見えになってなかったようですよ。そのことだけ指摘しておきます。だから、町長に対しては特別な扱いなんか知りませんが、先ほど言った町民ファーストの姿勢から言うと、町民の見学会には来てなくて、その辺があまりにも町長の行政姿勢が問われる問題だと思います。その辺について、もう一遍、所見なり見解を町長にお聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） コロナの関係もありまして、デジタル化を進めるという中でかなり余裕を持った電気容量を備えておく必要があるというのは事実であります。もうちょっと金額を抑えてぎりぎりの電気容量にして、いつパンクするか分からないような状態で運用することになってきますと、後からまた電気容量を上げるということについては、当初設計以上に金額が変わってくると思います。設計事務所の関係につきましては、それぞれいろん

な仕事をしている中で、軽く見て来なかったというわけでなしに、何らかの都合があったと推察をしておるところでありますけども、庁舎の完成に向けて熱意を持って担当していただいているというふうに私は考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○12番（山田 均君） ただいま提案されております議案第42号 京丹波町新庁舎建設工事請負契約の変更について、反対の立場から討論を行います。

提案内容は、新庁舎建設工事の契約内容の変更ですが、今回で2回目の提案です。今回の提案の工事の変更内容は4点で、1点目は、サーバー室の電気容量変更に伴う電気、空調の追加となっておりますが、東日本大震災などで災害を踏まえて必要な容量を確保するのは当然ですが、今回の追加は変更前の工事金額1,464万円の倍以上の1,610万3,000円を追加するもので、必要でやむを得ないとは言えません。当初の設計はどうであったのか。22億円を超える大規模建設を設計する業者の責任が問われていると思います。

2点目は、大会議室の音響設備の追加です。内部で協議した結果、必要と考え追加すると説明もありましたが、事業費の削減を行うために多目的に使用することで、議場にプロジェクターを設置する計画を取りやめましたが、必要性は検討されなかったのか。こんなちぐはぐな考え方で新庁舎建設を進めているのですか。納得できる説明をすべきです。

備品購入に関わって、大会議室の机や椅子が併設する収納ボックスに全部入らないために大会議室の中に置くとの説明もありましたが、設計者はどんな設計をしているのか。会議室を少し狭くしてでも全ての椅子や机が収納スペースに入るようにすべきではありませんか。お粗末過ぎませんか。

新庁舎を木材利用のシンボルにすると言われますが、町民が利用しやすい、使いやすいものでなければ、誰のための新庁舎ですか。言われることと実際とは大きく違っており、住民目線とはかけ離れていることを指摘するものです。今回の契約変更で2回目ですが、当初の契約金額21億6,700万円、第1回の追加が4,580万8,400円、今回が4,378万円で、工事契約金額は22億5,658万8,400円と当初から約9,000万円も増額になっているのです。なぜこんなことが起きるのか。設計者には大きな責任があると

言えます。これでは町長が公約した見直しもできていない点も指摘して、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決します。

議案第42号 京丹波町新庁舎建設工事請負契約の変更についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第46、議案第43号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。

議案第43号 京丹波町新庁舎整備事業 木材調達契約（造作材等）の変更についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。



《日程第47、発委第1号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第47、発委第1号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

北尾議会運営委員長。

○議会運営委員長（北尾 潤君） それでは、発委第1号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を行います。

本件につきましては、現在の社会情勢を勘案し、全国町村議会議長会が標準会議規則の一部を改正したことに伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の改正の内容につきましては、議員活動と家庭生活との両立支援をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産・育児・介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児・介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

施行日は令和3年4月1日でございます。

また、会議録署名議員につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策として、議会では3密を回避するために、一般質問において別室への議員の移動を行い、モニター視聴を行っていただいています。このことに鑑み、議場にいる議員が署名いただくこととなりますので、その定例会では議員署名が2名以上となるため、所要の改正を行うものであります。

この施行日は、附則で令和2年4月1日からの適用とするものであります。

以上、簡単ではございますが、発委第1号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由とさせていただきます。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりです。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 今説明を受けました附則のところの施行日ですけど、令和2年4月1日となってるんですが、これは令和3年4月1日の間違いではないんですか。お聞きをしておきます。

○議長（梅原好範君） 北尾委員長。

○議会運営委員長（北尾 潤君） もう既に令和2年6月定例会の一般質問から別室へ移動を行ってモニター視聴を行っているので、それが現在までも継続してたので遡及してさせていただきます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、発委第1号を採決します。

発委第1号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

《日程第48、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第48、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会、議会広報常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、令和3年第1回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時53分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 山田均

〃 署名議員 谷山眞智子